

平成27年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成26年6月16日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第41号議案 幸田町立学校設置条例等の一部改正について
第42号議案 幸田町国民健康保険税条例等の一部改正について
第43号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第44号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について
第45号議案 工事の請負契約について（消防救急無線デジタル化整備工事）
第46号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 企画部長 | 大竹広行君 | 総務部長 | 山本富雄君 |
| 住民こども部長 | 山本茂樹君 | 健康福祉部長 | 大澤正君 |
| 環境経済部長 | 清水宏君 | 建設部長 | 近藤学君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 教育部長 | 小野浩史君 |
| 消防長 | 壁谷弘志君 | 企業立地監 | 志賀幸弘君 |
| 企画部次長兼
企画政策課長 | 林敏幸君 | 総務部次長兼
税務課長 | 平松寛昭君 |
| 健康福祉部次長兼
福祉課長 | 山下明美君 | 環境経済部次長兼
水道課長 | 伊澤正美君 |
| 建設部次長兼
区画整理課長 | 伊澤勝一君 | 教育部次長兼
学校教育課長 | 羽根淵闘志君 |
| 消防次長兼
消防署長 | 本田稔君 | 会計管理者兼
出納室長 | 牧野洋司君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局 長 桐戸博康君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（浅井武光君） ここで総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

第45号議案関係資料に欠落がございましたので、本日追加資料として配付させていただきました。内容は、工事の請負契約の仮契約書の欠落でございます。内容精査が至らず御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、よろしく願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

また、報告第1号において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 本日、説明のために出席を求めた理事者は20名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 酒向弘康君、10番 大嶽 弘君の御兩名を指名します。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、第41号議案から第46号議案までの6件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順といたします。

発言は会議規則第55条及び第56号の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第41号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） お願いをします。

第41号議案 幸田町立学校設置条例等の一部改正についてであります。北部中学の位置変更に伴う諸手続、諸変更に伴う準備に大変たくさんの経費が見込まれるような気がしますのでお聞きします。

学校が住所を変更するということは、まさに多方面にわたって変更事務が行われます。学校そのものの住所が変わるわけですので、いろんな関係の手続が入ってまいります。全ての書類に印刷されている住所の変更とか、関係機関への住所変更の報告など、その作業量というのは大変なものになってきます。いつからこの作業に入られるかといえば、書いてあるとおり、愛知県知事の公告があった日の翌日からというふうになっております。ということは、今でもまだ未定の状態であります。中学校の職員というのは、日本の学校の中で一番多忙ですので、この作業のために先生方を動員することのないように事前の準備を進めていただきたいというふうに思っております。

まずは、どれほどの経費が必要なのかについて、その見込みについてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 北部中学校の学校の位置が変更することにより、各種経費の概算はということでございます。

今、考えておりますのは、学校自体の住所を変更することの対応につきましては、機械でやれる、パソコン等でやれるものと、それから既に印字されているものをゴム印等によりまして修正をしていくというような対応。それから、学校が持っています封筒関係のもの、これも改めていく必要があるというふうに考えております。概算見積もりということでおおむね6万円程度というふうに考えているところであります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ゴム印をつくれれば、あとそれは手作業でということになると思いますが、その部分はかなり、誰がその作業を進んでやるのかということについてのことをもう一度お願いします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） ゴム印のイメージなんですけど、以前、元号が平成に変わったときのように、平成という文字の下に二重線が引いてあるような形のものをつくって、各クラスに置いて、それで既にあります学校の住所地が書いてあるものについては各担当でクラスで処理ができるものがあるかというふうに思っております。そのほかに膨大な量があるかということをお聞きしましたところ、量的にはそんなに量はないだろうということでした。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 極力、忙しい時期にやられると思いますので負担のないように、少

なくなるようお願いをしたいと思います。

仮に、この議案が、この議会で可決されたとしまして、条例の施行と学校の事務の時期についての予測をお願いしたいと思います。また、誰がどのような作業をされるかについてもお聞きします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） この議会におきまして可決をいただいた後には、正式な手続きといたしまして県の教育委員会のほうに住所地の変更手続という規定の届け出がありますので、その行為をすることが一つまずあります。また、今度、次につきましても、あらかじめ県にどのような事務手続をするかにつきましても、既に協議をしているところでもあります。それから、具体的なことに入りますと、おおむね7月の中旬ころにこの効力が発生をするだろうということにおきまして、事前にできることについてどのようなことがあるかということ想定をいたしまして、児童生徒の中にも「大字相見」になって住所が変わる児童生徒もおります。北部中学校では十数名程度ということをつかんでおりますので、保護者とのそうした住所地の変更につきましても確認をとりながら、関係の学校保有の書類等との住所地の整合等も図りながら修正等を進めていく、そうした段取りを今考えているところでもあります。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 7月中旬を目標に作業を進めるという予定だというふうにお聞きしました。

次に、幸田町立学校体育館のスポーツ開放に関する条例の一部改正についてでございますが、この中の表現に学校の体育館を「体育館」というふうに読んでおられますが、いろんな町書類などを見ていると、「屋内運動場」という表記をされるケースがございますので、いわゆる「体育館」という表現と「屋内運動場」という用語の使い分けについてぜひお聞きしたいなと思っております。最近、平成14年ぐらいに小学校設置基準というのが変わってほとんどが「体育館」という表記に変わってきたようでございますが、どのような言葉の使い分けをされているかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 「屋内運動場」と、そしてまた「体育館」という2つの表記につきましても、現在も文部科学省から出されているいろいろな通知等の中にもやはり存在をしているのが現状であります。これにつきましては「屋内運動場」また「体育館」につきましても、文部省あるいは県に確認をいたしましたところ、特に2つの用語の違いについて定義はなくて、「体育館」を用語として扱うという私たちの今回の扱いにつきましても特段問題はないというふうには言われております。この両方の用語が出てきた背景は、過去、昔からのルーツもあるように、さまざまな文献に書いてあるのは承知をしておりますけれども、いわゆる学校教育関連の表記、「屋内体育館」それから社会体育のほうでいいます「体育館」というようなことが歴史背景の中で使われており、その2つの用語が今もそうした形で残っているということでございます。

私どものほかの例規の中には「屋内運動場」という表現については一応ないということを確認しております。「体育館」という形で例規のほうは構成がされているというの

が現状でございます。

○議長（浅井武光君） 中根久治君の質疑は終わりました。

これで、第41号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第42号議案の質疑を行います。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） きょうは、施行期日の決め方についての考え方をお尋ねします。

今回の国民健康保険条例の改正につきましては、3月に地方税法の施行令改正、6月議会、今回この議会で改正、そして課税限度額の引き上げ、軽減もあります。こういうものについて、この議会で課税限度額引き上げの議決が通った、即課税の額を上げて納税者に通知をすると。軽減の場合は問題ないのかもしれませんが、上げることについて即実行ということについては、これは納税者というか住民に対しての不利益になるわけでありまして、そういうものについてのこの考え方について示していただければということがあります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回の国民健康保険税条例の施行期日についてでございますけれども、3月31日に公示がございまして、4月1日から地方税法は改正されたということでございます。それを受けまして、国民健康保険税条例も改正ということでございますが、本来でありますと、国の法律の改正に向けて即刻臨時議会等で御審議をいただいて、施行までに一定の期間をいただくというのが通例でございますが、今回につきましては国の財源に対する措置についてこちらのほうの内容がおくれておりまして、実際に実施につきましては議会のほうで御審議いただくと、こういうことになったわけでございます。もちろん被保険者の方たち、納税者の方たちにつきましては即実行ということになりますので、大変御迷惑をおかけするかというふうに思っております。その辺につきましては万全をつくして、広報等やそれからホームページ等でPRしながら御通知を差し上げるという予定でおります。

なお、不利益という点でございますけれども、賦課決定につきましては7月1日現在をもって課税をいたすということですので、実際の決定事項が遡及するという内容ではございません。しかも、納税につきましては、国民健康保険につきましては7月から2月の8回に分けてお納めいただけるということですので、決定事項については今議会で可決いただいた以降の決定ということになりますので、不利益を遡及というふうには当たらないかと思いますが、先ほど言いましたように、周知につきましては万全をつくして納税者の方たちに御理解をいただくというような形で進めていきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、13番丸山千代子君の質疑をお願いします。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3月議会の審議のときには、この国保税の引き上げについては、限度額の引き上げということは見込んでいないということであったわけでありましてけれ

ども、ところが、6月議会にはこの限度額の引き上げということが議案として提案をされたわけでありまして。それで、先ほどの質疑の内容をお聞きをいたしますと、3月31日に国のほうで公布があって、それで国の財源措置がおくれたと、これが理由だということでもありますけれども、しかしながら、この国の法定限度額につきましては、これは自治体の裁量でできるわけでありまして、国が幾ら引き上げても自治体が引き上げをしなければ、これがまだ十分住民の間に徹底をしながらやることができるということにもなるわけでありまして、しかしながら、予算の中には含んでいないと言われながら今回限度額の即引き上げと、これに至った経過についてお聞きをしたいということと、それからこの限度額の引き上げによる対象世帯と人数と影響額、それぞれお答えいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先の改正の中で保険料については上げないということではなくて、その時点では引き上げについての考えがないということでお答えしたのではないかとこのように思っております。内容については、国の状況を見ながら検討させていただくというような回答であったのではないかとこのように思っております。したがって、今回の改正につきましては国の財政措置それから近隣の状況、今後の財政運営を検討した中で、国の法定に準じてそれぞれ軽減と引き上げというのを同時にさせていただいたということでございます。

軽減とそれから引き上げの内容でございますけれども、軽減につきましては7割、5割、2割で現在行っているわけでございますけれども、対象になりますのはまず5割軽減のところ。

○13番（丸山千代子君） 違います、限度額の引き上げによる対象世帯と人数、影響額のほう。

○健康福祉部長（大澤 正君） 失礼しました。課税限度額の引き上げについての影響でございますが、102世帯の対象者が27年度の新しい改正税法の中では対象になるかと思っております。102世帯で影響額が267万3,000円になるのではないかと、現在のところ試算をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この対象世帯が102世帯ということでありまして、それぞれ医療分それから後期高齢分、そして介護分ということで、加入世帯の年齢構成によってはそれぞれ対象世帯があるわけでありまして。その対象世帯のそれぞれの対象世帯別の対象世帯数ですね。そして、またその人数に限って影響額をそれぞれ出していただきたいというふうに思いますが、これは資料として出していただきたいというふうに思っています。

今回、お聞きするのは対象世帯と、それに付随する世帯の人数ですね。影響額をお答えいただきましたので、人数も合わせてお聞きをしたいというふうに思っています。それから、予算は給付に応じて予算を見込んで立てるわけでありまして、この限度額を見込まなくても十分予算としては成り立つものを予算編成してくるわけでありまして、267万3,000円の影響額があるということは、それが保険税に見込む金額になるとい

うふうに思うわけでありますが、しかしながら、今回、平成27年度につきましては保険税の引き上げは行わなかったということでありますが、そうしますとこの予算との兼ね合いというのはどのようにお考えになるのか、それをお聞きしたいと思います。

次に、この低所得者軽減でありますけれども、これは前々から6月議会に対応したいということでありました。この低所得者軽減の対象世帯数、人数、軽減額、それぞれと全体にかかわる影響額もお答えいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほどの限度引き上げについての対象世帯を報告させていただきましたので、人数については資料として提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、給付額と今回の改正の予算等の兼ね合いでございますけれども、現時点におきましては予算措置としては特別していないということでございます。これにつきましては、例えば保険料につきましても現在は試算ということでございますし、これに給付に合わせて実行されていくわけでございますので、最終的には年度の後半でその点については調整をさせていただいて、場合によっては予算措置について調整させていただくということでございます。

なお、今回につきましては、引き下げもありますけれども引き上げだけではなくて、国の財源の負担割合の変更等もございまして、それを全体を合わせて今回の予算につきましては、経緯を見ながら順次対応をさせていただきたいということでございますので、今回につきましては特別の予算措置というのを行わないということでございます。

それから、軽減者の方の対象世帯、人数等々でございますけれども、ちょっと先んじて先ほど報告させていただこうと思っちゃったわけですが、7割、5割、2割の軽減がございまして、今回の所得基準額の引き上げによる減額になります対象は5割と2割の軽減の世帯でございます。5割軽減の世帯対象になりますのは、現在のところ490世帯、軽減による世帯増につきましては37世帯が軽減の対象でふえるのではないかと、このように試算をしております。世帯の被保険者数につきましては917名というふうには、現在のところ試算をしているところでございます。2割軽減でございますけれども、518世帯が2割軽減の対象になる見込みをしております、10世帯ほど今回の軽減措置で対象世帯がふえるというふうには試算をしております。被保険者数については990人ということで試算をしているところでございます。

金額につきましては、5割軽減につきましては全体になりますけれども、減額になる保険料が152万9,000円ほどというふうには試算をしております。それから、2割軽減につきましては、軽減になるところが28万5,000円ほどになるのではないかと。全体の今回の軽減による影響額でございますが、全体の保険料に対してマイナスの181万4,000円、このように現在試算をしているところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国の予算措置で負担割合が変更になるということでありまして、これは、低所得者軽減に伴ってこの課税限度額を引き上げる、その引き上げ分で低所得者軽減を進めるよと、これが国の進める内容でありますよね。先ほどから聞いております

と、この負担割合の変更ということではありますが、幸田町での国の負担割合の変更に伴う影響というのはどのようになるのか伺いたいというふうに思います。

それから、この課税限度額の法定限度額の引き上げ、国の限度額の引き上げによる幸田町の限度額の引き上げが81万円、これは3セットで81万円から85万円に引き上げで、4万円の増だということで大変大きな保険税の引き上げになるわけでありまして、そうした点からすればますます滞納がふえるというような図式になるのではなかろうかというふうに思います。そうした点で幸田町としてはどのように見込まれているのかお尋ねしたいと思います。

そして、低所得者にかかわっては法定減免の引き下げということでもありますけれども、しかしながら、この減免措置による対象世帯数の増加は約50世帯ほどであります。そうした点からすれば、これは低所得者減免を理由にますます保険税の引き上げにつながるのではなかろうか。要は、加入者の被保険者の中で調整をして国の負担割合を減らしていくという、こういうようなものでありますので、これでは根本的な保険税の引き下げにはならないというわけですので、その点についてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 引き上げに伴いまして上限額が上がります。その関係で保険料が大きく上がるのではないのかと、その場合の滞納者の発生ということでございます。これにつきましては上限額の引き上げということでもありますので、特に所得の多い方々が対象になる、102世帯の方たちがそういうことということになるわけでございます。そういう面では、滞納はここには大きくは発生しないだろうというふうに考えております。収納につきましては、今以上に力を入れて行っていくということでございますが、これによって滞納が生まれるということについては現在のところ考えていないところでございます。

それから、低所得者の方に対して軽減を実施した、このことが逆に保険料にはね返って保険料の引き上げになるのではないかと、このような御質問であったかと思っておりますけれども、これにつきましては、引き下げにつきましては国の財政がここに入っております。引き下げ分の2分の1が国費という形でまず入っております。あと県費と町費でそれぞれ残りを割るということでございますが、町費の負担も少しふえるということになるわけでございます。それに対応して、国のほうでは低所得者の軽減に対する財政措置も検討されております。現在のところ、まだその詳細については決定しておりませんので幾らということには言及はできませんけれども、その点で応分化の金額については現在担当のほうで試算をしているところでございますので、そういう財源を投入しながら、軽減者の軽減は行いながら保険料は引き上げないと、現行をなるべく維持するというような形で今後進めさせていただきたいと、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（浅井武光君） 丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど部長の答弁にありましたように課税限度額の引き上げ、それにかかわる影響は言ってみれば高額所得者が対象者だよと、だからそんな滞納は生まれへんよと、こういう一つの見方はそうだ。そうした形の中で今度は限度額の引き上げというのは、一面、応能負担の比率が高まったということですが、その対象者というのはどの程度いるのか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 引き上げに伴いまして、所得の多い方に納税をしていただくということですので、その分応能負担がふえたということになるわけでございますけれども、限度額の引き上げの対象になったのが、先ほど言いました102名の方がふえるのではないかとございまして、影響額としては応能分の増加分というのはその世帯の方がふえるというふうに理解をしてるところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、102名なのか、世帯なのかと、こういうことなんですよね。そんなことでころころと2人でやりとりをしてるんじゃないんだからな、聞いたらちゃんと答えをさっと答えてくれということ言ってみれば、医療分で1万円、後期分で1万円、介護支援分で2万円、計4万円アップが出たんだね。だから、そうした点から含めていくなれば、私は一面、応能負担の原則は、これはやっぱりどこの世界でもある。ましてや応益で負担をかけるなんていうのはとんでもない話なんでね。そうした点で応益にかかわる負担を応分に求めていく、その発想そのものは私は否定するものではない。しかし、そうした形の中で具体的にはどの世帯なのか、人数なのかというのが答弁をいただきたいということと。

もう一つは、すぐ下にもありますけれども、法定減免です。法定減免の中に今回雑所得を算入しますよということになりますと、法定減免の対象者がどういうふうに変更あるいは変動してくるのか説明・答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 大変失礼をいたしました。影響につきましては102世帯という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、改正の中に雑所得が算入されたということで減免に影響するのではないかと、こういうような御質問だというふうに思いますけれども。今回、地方税法の改正によりまして税の課税が、これは28年4月1日以降ということになりますけれども、実所得ですとかそういうものを含めました所得が雑所得として加算されるようになったわけでございます。それを受けまして、国民健康保険税につきましても同じような計算式を持たせていただくということになります。したがって、今まで外国での投資とかということで課税のなかった、所得のなかった方たちが今回所得が引き上がるということになるわけでございますので、そういう方々については現状所得が低い、またはないという形で減免を受けられた方であっても雑所得が入ったことによって軽減の対象からはずれる、また軽減税率が下がるということになるということは想定されることですが、現在のところ、そのような雑所得が加わったことによってどの程度の影響がある

かというのは、税のほうも28年の1月以降の課税で始まるわけでございますので全く試算ができてないと、こういうことでございます。ただ、内容を見ますと、ほとんど余り発生はしないのではないかとというふうに想定をしておりますので、軽減者の方について大きな影響はないのではないかと、このように考えております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今回、法定減免、こういう制度そのものの理解という点からいくと、ちょっと私とあなたとはまた違って当たり前にしてもね、法によって減免がこれだけの基準がありますよと。そういう中で、いわゆる低所得者の救済措置というのが減免制度の真髄ですよ。その減免制度の中に雑所得も入れて減免の水準を引き下げていくわけだ、結果的にはね。引き下げることによってその対象者がどんどんどんどん少なくなってくる。少なくなってくるということは減免制度をないがしろにしていく、あるいはもうちょっといい方を変えれば骨抜きにしていく、そういうのが今回の減免制度に雑所得を算入させる。もっともらしいような言い方ですけど、今の時点で幸田町に対する影響は大したことではないよという、あなた方の感覚は大したことがない。しかし、その対象になって減免制度の中でやられてきて、今回歳入をしたことによって減免制度からはずされていく、そういう人たちの生活。例えば1人にしても、2人、3人世帯であったとしても、それは影響は大きいわけですよ。数が少ないから大したことがないというのはお役所仕事の感覚。一人一人の住民の生活のレベル、それを見て減免制度がこういう形の中で線が引かれてるよと、その線を減免制度の所得の中に雑所得を入れることによって減免の基準を引き下げてるわけだ、結果的にはね。引き下げればどうなるかといったら、対象者がどんどんどんどん漏れていく。漏れていくということについては、やっぱり減免制度を大きく後退をさせる、そういう要因を持つてるといふふうに思うわけですが。要は、あなたの答弁の中で一番気になるのは、対象者は少ないですよ、影響はそんなに大きくないですよ、だから問題ないんだよというそういう組み立て方、そういう認識の問題。これは、今のあなたと私の議会でのやりとりだけで終わればいいんですよ。そうじゃない。そういう認識と感覚で窓口対応で住民に対して来られたときに、あなたは1万人の中の1人か2人じゃないかと、こういう対応につながっていく。それが私は一番気になるわけ。そうした点で、あなた自身がどういう思いでこの問題に今後対処されていくのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回の雑所得の加算という形の中での減免制度のあり方ということでの御質問だというふうに思いますけれども、先ほども少しあれですが、応能負担の中で応能負担が原則にあるということでありまして、所得のある方については一定の課税をさせていただくというのが私の中では原則というふうに思っております。したがって、今回、減免の方だけではないということでございますので、同じような基準の中で所得の判定をさせていただいて、低所得者の方については今までどおりの軽減策を受けていただきますし、軽減対策については順次強化をさせていただくというように進めていきたいと、このように思っているわけでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大須賀町長のもとでの福祉部長と、話をまぜ返すなって。町長もまぜ返すの大好きなんだ。それで、曖昧にしていくと。あなたの今の答弁の中でいけば、その前の関係で限度額の引き上げ、これは一つは応能負担の原則を一面貫いたことですよということを私は申し上げた。それを返せばころっとね、これはいけると。雑所得も応能負担の一つの範疇じゃないかと。応能負担の範疇である雑所得を法定減免の中に入れたっていいじゃないかと、こういう発想なんです。だから、それはまぜ返しだよと。まぜ返しをして物事を曖昧にする。そうすることによって議会は対応できるかもしれない。窓口に来た住民の感覚からいくと、ああ、やっぱりね、町長が町長ならその部下も最たるものだと、こういう印象になるわけだ。私はそういう認識については改めて言ってもわからん、ましてや法定減免にスレスレのところ、それが今回雑所得を算入することによってますます遠ざけられていく。こうした点でいくと、私はもうちょっと慎重な対応の仕方をしていただきたい。

それから、次に、国の支援金というのがございますよね。これは地方三団体、つまり知事、市長、町村長、こういう地方の三団体と政府が合意をした項目がありますよね、この15年度予算の基礎。こういうことは、これは公費の拡充により財政基盤の強化をするんだと、こういう大義名分のもとに毎年国による3,400億円の財政支援が確認をされているわけだ。この15年度から、その支援策の一つとして低所得者対策として保険者支援制度の拡充として約1,700億円の予算措置がされた。なぜ1,700億円かと、わかりやすくいえば、全国の市町村の数が1,700だ。はばが出るから1,734というふうにはばが出るけど、そういうはばの問題じゃなくて。要は、1,700億円、低所得者対策として支援金が国のレベルでいくと1,700億円。単純平均すれば幸田町にも1億円入ってくるわけだ。こうした点は、既にこの予算が国会の中で議論される段階で明らかにされてきたという中で、全国の市町村の中でよっしゃと、この支援制度を生かして低所得者と合わせて国保税の引き下げをしようじゃないかと。やってるほかの自治体があるじゃん。幸田町には支援金の「し」の字も議会には説明もしておらん。いただくものは議会に知らさずはないしよでぼっぼと入れちゃってね、結果的には一般会計からの繰り入れを減らしたらいいじゃないか。こういう選択肢も今の町政のもとではあり得るだろうと。そんなばかなことをやっちゃいかんと。地方三団体が政府と一緒に確認したことは、毎年1,700億円支援金として出す。その支援金は低所得者対策を含めて国保税の引き下げというところまでは踏み込んでいないけど、そういう意味合いで全国の多くの市町村が国保税の引き下げに取り組んできてる。そうした点で、まず一つ答弁をいただきたいのは、幸田町にこの支援金が幾ら入ってきたのか、いつ入ってきたのか、それを今後どういうふうに議会の中に明らかにしながら国保税引き下げのために知恵を出していくのかと、説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 減免対策につきましては、議員が御指摘のとおり、慎重な対応をさせていただきたいとは思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、国の支援金の御質問でございますけれども、3,700億という形で国の予算化がされたわけでございますが、そのうち国保の低所得者対策という形で予定されてい

るのが1,700億というふうに聞いております。ただ、この額につきましての詳細はまだ各自治体には来ていないところでございますけれども、今後この中身についての申請ですとか、そのようなものが行われるということでありまして。その事前準備として内々に計算をしているところでございますが、今回の減免分も含み、それからそれぞれの軽減分の一定の財源の負担も入っておりますので、それを合わせますと幸田町には2,500万円程度の影響額が、保険料に対して影響が出るというふうに試算をしているところでございます。ただ、これが全額国費ではなくて、2分の1が国費で入ってまいりますので、そういう意味でいきますと幸田町に交付されるであろう金額でありますけれども、その2,522万円程度だと思っておりますが、その半分という形で考えているわけでございます。1,200万ちょっと、こういう形の影響額が出てくるわけでございます。ただ、先ほど言いましたように、影響額につきましては、これを何らかの形で補填をしていかなければいけませんので、この2分の1を国保、4分の1を県費、4分の1を町費という形で、逆に町費から繰り出すという形の対応になってくるということでございます。それも含めまして低所得者の保険料を引き下げることではなくて、今回の支援の目的につきましては低所得者保険料の抑制と、それから国保財政の安定を図るというのが大きな目的でございますので、幸田町といたしましては低所得者を対象として保険料の抑制、安定化を図るという形で施策を進めたいと思っておりますので、今回の保険料の改定には実施をしなかったということでございます。先ほど言いました繰り入れと含めまして町費の負担もございまして、その辺ではこの支援金を使いまして、国保財政の安定化も同時に図っていくというような予定でございます。詳細につきましては、また細かい内容が決まりました段階でいずれかの形で御報告したいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） せっせ、せっせ、知恵を出して、ガードを固めて、そんなものはできるかということを生懸命に説かれるけれども、あなたが言われるように、例えばこの1,700億円、その財源は国が半分ですよ。都道府県がその4分の1、市町村が4分の1、幸田町もその中に入っちゃっているよといってね、県の部分も一緒の扱いだ幸田町は言や一へん。今は2,500万円だ。2,500万円のうち、幸田町にかかわるものはせいぜい650万円ですよ、そうでしょ。そうしたときに国と県、県はそんなことをやりましようと言ってるわけだ。そうしたときに、いや幸田町も負担があるからなんて、そんなことを負担を強調しないで、負担をしながらこの制度が低所得者対策だということを鑑みるということと同時に、今の国保の財政からいったら国保税が高過ぎて払い切れないと。幸田町の国保税は愛知県下で6番目だわ。6番目に高い。こういうときに、そんな選択肢はございませんとって、滞納をどんどんどんどん積み重ねていくような悪政を続けてどうするんだということなんだ。ほかの自治体ではみんな知恵を出しながら、この国の支援金を生かして国保税を引き下げる、低所得者層の対策をさらに厚くしていく、こういう取り組みをしてる。これはあなた方も十分承知の上ですよ。そうしたときに、私は町長の答弁がいただきたい。それは、昨年12月議会の一般質問で私は国保税が県下で6番目に高いと、払いたくても払い切れないこの国保税を引き下

げて、生活の支援をしてほしいと、こういうことを申し上げた。町長は、弱者救済は大変重要なことだと、支援すべきは支援をする、こういう答弁でありました。今回、こういう形の中で国の支援金2,500万円見込みだと。こうしたときに、やっぱりそれはきちんとあなたの言われた内容も含めてどう反映していくのかという点からいくと、議会で答弁された町長以下、議会で答弁される管理職の皆さんが答弁に責任を持つ。という点からいけば、当然町長がその最たるものとして支援すべきは支援をするという点でいけば、先ほどの福祉部長の答弁ですが、今回の6月議会では税率改正とか税条例の問題はやらないけれども、恐らく9月にはそういう調整もするであろうというふうに私は受けとめた。という点からいけば、この支援金を生かす、町長の答弁を実効性のある内容の答弁にしていくという点からいけば、町長の取り組みはどのような対応をされるのかということが私は求められてくる。という点で、町長の答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 基本的には部長が答えたとおりでございますけれども、今後におきまして私が12月議会にどのような内容で御答弁したのか、一度確認をしながら対応をしてまいりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの腑に落ちるか落ちないかは、それは後で議事録を見ていただいたら結構だ。私が議事録を読み上げるつもりはない。ただ、あなたは弱者を救済する、弱者の方たちを応援しなければいけないと思うと、そうした状況を十分踏まえて検討しますよと、こういう会議録におけるあなたの答弁だ。言ったかどうかをちょっと確認しなきゃあかんわなんて、そんなことで逃げ切らなくていいですよ。ということになると、あなた自身が弱者救済だと、支援をしなければならないというのはその場限り。格好をつけたということなんだ。議会の中で格好をつけて、まぜ返しをするということじゃないんだ。国保が高過ぎて払えないと、2億数千万円の滞納がある。こういうときに、じゃあどうしていくのかという一つの選択肢として財源が国のほうから支援金として出てくる、町長の答弁もあるといったときに、町長自身が弱者救済は必要なことだし検討しますよという言い方、それはその場の逃げ切りじゃなくて内容から含めて後で会議録を十分精査していただきたいけれども、逃げ切りの内容はまぜ返しもできる。といったときに、要は今ここで検討すると。これは通告だもん、ずっと前に出てるわけだあなたの方の手元にね、伊藤宗次が何を言うかといってね。通告の内容があったときに、会議録は奥にあるからって、そんなことをやらなくてもその前に通告があった段階で、いやいや俺何か言ったかなといってね、こういうことをやるのが、町長、あなたの務めだから。あなたは答弁の責任者だ。そうしたときに、いや、答弁を見なきゃよく言ったことがわからんわなんていうね、そういう対応の仕方をしていくもので町の政治が今はどんどんどんおかしな方向になっていくということも含めて、再度答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町の政治がおかしくなっていくって、それがどういう意味がよくわかりませんが、私どもは一生懸命やってるつもりでございますから、今後にお

きましても、先ほど申し上げた、国保の財政の安定化も含めまして、部長が申し上げたとおり進めてまいりたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 最後に申し上げておくけれども、あなた自身が弱者救済は必要なことだと、こういう認識のもとで応援しないといけないよと、こういう言葉が会議録に書いてあるわけです。そうしたときに、逃げ切るのではなくて自分が言ったことに真正面から向き合ってきた態度で真摯に向き合っていただくことを申し上げて私の質問は終わりますが、答弁は再度いただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 弱者の方たちに応援すべきところは応援するような体制もよく検討して、部長が申し上げたことを基本に回答とさせていただきます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第42号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時02分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、第43号議案の質疑を行います。

13番、丸山君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の一部改正につきましては、3月議会のときに提案されてまいりました介護保険料につきまして、軽減は国が決まったら提案をしたいというような懸案事項でありました。それでお尋ねするわけでありまして、この軽減対象者についてであります。軽減者数とそして軽減額、またこの軽減に対しては公費投入によるというものであります。今までは、原則、介護保険料につきましては三原則がございました。公費投入は行わないということであったわけですが、今回は軽減費用につきましては公費投入によるものであるわけでありまして、国・県・町のそれぞれの負担によって軽減をしていくというものであります。この公費投入による負担額をそれぞれお答えがいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 介護保険条例の中での保険料の軽減について影響額等々の御質問だったということでございますけれども、今回軽減の対象になりますのは第1段階の保険料の方でございます。第1段階に該当される方は684名お見えになります。保険料が0.45から0.4に引き下がった関係で、年間の保険料につきましては、2,460円が減額になるわけでございます。これを人数と掛けていただきまして、全体では168万2,640円の影響額と、保険料については減額ということでございますが影響額ということでございます。なお、これに対する国・県・町等の公費負担の額でございます。168万2,640円をもとに試算をいたしまして、国費が2分の1でございます。

ますので84万1,320円、県費が4分の1でありますので42万660円、町費も同額で42万660円ということが試算でございますが、これにつきましては今後の実績について決定するということでございますので、現在の試算額ということでお考えいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それぞれの額をお答えいただきましたが、それで第1段階には生活保護の方も含まれるわけでありまして。それで、684人の中の生活保護の人数というのはわかっていたらお答えがいただきたいということと、それからこの684人を対象とすると言われたわけでありまして、生活保護の方たちについてはどのような対応になるのか、あわせてお聞きしたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 大変申しわけございません。第1段階の中の生保の方々の人数については把握しておりませんので、後ほど報告させていただきたいと、このように思えます。

なお、この生保の方たちの保険料の対応でございますけれども、生活保護費として支給をされますけれども、これにつきましては御本人にお渡しをしてお納めいただくというのが原則でございます。介護保険の原則として、40歳以上の全ての方が納付いただくということでございますので、一旦、御本人様のほうに生活保護費の中に入った形で支給をして、納めていただくという形になります。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 前に比較をいたしますと、その分だけまた生保の方に支給をされ、そして自分で納付をするというようなことでありますけれども、この生保の人たちの分の負担ですね、これは公費投入の負担割合の中に含まれるのかどうかということでもあります。本来ならば、生保については全て国というふうになるわけでありまして、その点についてはどのような対応になるのか、お答えがいただきたいと思えます。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 保険料そのものが減額をしておりますので、その分年額でいきますと、1万9,660円が年間保険料に第1段階の方になるわけでございますが、この額についてお納めいただくということでございますので、この部分全体は生活保護費相当分として支給されますので、国費が全部入っているわけでございますが、今回の減額についての影響というのは、この減額も含めて影響額の2分の1、4分の1、4分の1という形で負担されるわけでございますので、そのように御理解いただければと思えます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 改めて委員会の中でお願いしたいというふうに思うわけでありまして、本来、生活保護世帯につきましては国の負担によって生活保護が賄われるわけでありまして、この軽減の分の影響額をまたさらに国・県・町の負担で賄うというのは、これはいかがかというふうに思うわけでありまして、その点についてわかるように説明をまた委員会の中でお願いしたいというふうに思えます。今、答弁ができない

ようでありましたら、また再度委員会の中で質問いたしますので、きちんと答弁ができるようにしておいていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 負担の内容につきましては、先ほど御答弁したとおりでございます。もう少し詳細につきましては担当と検討いたしまして、委員会の中で御返答できるように調整したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第43号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第44号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の議案につきましては、3つの議案が含まれている内容でありますけれども、その中で利用定員の緩和でありますけれども、これは地域主権一括法の中によって緩和をしていくというようなものでありまして、国の権限移譲によって幸田町で条例を定めなければならないという、その一環であります。そうした中で、この議案につきましては前の議会で審議をされたわけでありまして、これがほかの自治体では既に、この条例提案のときにこの人数についても提案をされたというふうにお聞きをしておりますが、なぜ幸田町では緩和基準が盛り込まれてなかったのかという、それをまずお聞きをしたいということと。

それから、この利用定員が緩和をされるということでもあります。今まで25人以下という定員が29人以下に利用定員が緩和をされることによって、収容人員がふえるわけであります。そうしますと、当然これがサービスの低下につながるのではなかろうかというふうな懸念がするわけでありまして、そうした点で事業者においては十分な介護体制ができるかということでもあります。今、幸田町の現状を見ておきますと、こうした介護施設におきましては職員のなり手が無いという、こういうのが非常に大きな問題となっております。そうした点で、十分な介護サービスが提供できない、そのために運営が非常に厳しいという現状がございますが、こうした点におきましていかがかという点であります。

次に、今度は町長の届け出の義務化についてでありますけれども、これについてはやはりきちんと把握をしなければならないという点ではわかるわけでありまして、この町長の届け出の義務化について新たに加えられた、この点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、今回の改正につきまして上程をさせていただいた経過ということでございますが、3月の段階で介護保険の条例改正につきましては御提案をさせていただいたところでございます。その中に合わせてという御質問だったというふうに思いますが、この時点では市町村によってはこの条例の組み立て方が完全に国の基準をそのままもってくるというような形で簡易な条例というところもございすけれども、本町につきましては国の基準に準じた形で長い文構成になっております。

したがいまして、中の改正につきまして手続的には時間がかかったということで今回出させていただいたものでございます。

それから、人数の緩和の件でございます。今回の条例の中で人数の緩和という形で上げさせていただいておりますのは、小規模多機能型居宅介護サービスとそれから看護小規模多機能型居宅介護の2つ、介護予防を入れますと4件という形になるわけでございますけれども該当するわけでございます。規定が現在25名の登録定員に対して29名に増加し、緩和されたということでございます。これは、ただ利用者、登録定員の緩和ということではなくて、これにあわせて介護職員の増員も当然ながら既存条例の中に含まれているということでございます。介護職員の定員が3名に1人を配置することになります。ただ、15名までについては3で割りますので、5名の今回の介護職員に対して以降ふえていくわけでございますので、1名の介護職員の増員がこの制度を利用して29名に拡大した場合に職員を配置しなければいけないということになりますので、この配置基準が体制としてできなければ町としても許可ができないということになりますので、利用者方としては職員配置を含めた体制の中で増員される場合については対応していただくということになります。議員が御指摘のとおり、現在、介護職員が人手不足という形でいろいろな新聞報道をされております。そういう点では、特段打つ手というのは、なかなか行政としては打つところもないわけでございますけれども、その辺の情報については十分収集しながら、内容の濃いサービスについて提供できるようにしていきたいと、このように思っております。

もう一点、町長の届け出ということでございますが、これにつきましては単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における届け出ということになります。これにつきましては通所介護でございますので、一般的には通所のデイサービスですから日帰りサービスということでございます。ただ、この場合に、本町ではございませんけれども、他市町の中ではこの通所介護を利用してサービス外として宿泊を提供してる事例が全国で幾つかあったということでございます。これを放任をしておきますと、安全面の面それから本来であります通所介護に影響が出るということで、国のほうはそのような事業をする際に市町村長にこういう事業を開始するという届け出をするということが、今回の条例の中で義務づけられたわけでございます。そういう面ではサービス利用者の方のサービスの確保をするという意味で、ある意味重要な内容ではないかというふうに思っております。町につきましては、このような届け出を受けた場合については内容の審査をして、許可ということではなく届け出ということでありますので、確認をするということになりますけれども、全体のサービスの実施状況について町として把握をしていくというような事務を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 29人以下の登録定員というふうになりますが、この29人以下になりますと3人に1人の配置ということの基準を用いますと、これが職員体制は何人になるのかお答えがいただきたい。

それから、このチェック体制でございますけれども、非常に今介護職員のなり手がいないということで不足をしている、こういう中で今の現状を見ますと、不足した中での

サービス提供というものも行われる可能性も出てくるということではありますが、そうした点で十分なサービスの提供の確保というのが懸念をされてくるわけでもあります。そうした点で町のチェック体制というものも必要になってくるかというふうに思いますが、そうしたチェック体制というのはどのような感覚といいますか、そのように行っていくおつもりがあるかお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 小規模多機能型居宅介護の利用者増の関係でございますが、25名の場合の現在の定員でございますが、利用者が15名というふうになります。そういう規定がございますので15名ということになりますので、3人に1人の介護職員が必要ということですので、現行ですと5名の介護職員が必要になります。今回29人に増員した場合の利用定員につきましては、26から27人登録定員の場合は利用定員は16名、28人の場合は17名、29人の場合は18名という形で規定の中に明記してございますので、29人の登録定員の場合、最大利用定員は18名になります。したがって、3で割りますと6名の方が介護職員として従事しなければいけないと、このようになりますので1名の増員という形になります。

それから、届け出に対するチェック体制はどうなっているかと、こういう御質問かというふうに思いますが、今回上程させていただきますのは地域密着型のサービスでございます。市町村が管理をするべきサービスの中身でございます。現在、このサービスに該当いたしますのは、具体的に言いますと、おり姫のところは2施設ございますのでそこだけということでございます。そういう面ではチェック体制についておおむね2年に1回の監査ということで現地指導というのがありますので、そういう面では2施設ございますので、1年ごとというのが現行のシステムでございます。ただ、今後サービスの充実に伴いまして新種のサービスが出てきました場合に、現行の体制では十分なチェックができないのではないかと恐れもございます。そういう面では、今後のサービス事業所さんの進出状況を見ながら、この体制については検討していく必要がございます。

それから、また現在県指定のサービスにつきましても18以下だったと思いますが、今度町のほうに指定管理がおりてくるというようなスケジュールになってまいりますので、そうしますと、市町村としてチェックをしなければいけない事業所が今後ふえてまいります。そういう面では、そのときに対応するような形で、今後、介護部局の体制について内部で十分調整を図っていききたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 2年に1回の監査ということで行っているということではありますが、しかしながら、利用定員がどんどん拡大をされて職員配置も拡大をするわけではありますが、今非常に介護職員が不足をする、そういう中で過剰負担というのが今問題になってきております。そういう中で高齢者に対する虐待があったりとかするわけでありまして、幸いにして今のところ幸田町ではないわけではありますが、しかしながら、このような安心して介護を受ける、そのためにも事業者のチェック体制、これをきちんと町のチェック体制を強化していかなければならないのではないかとこのように思うわ

けでありますので、そうした点で、やはりせめて年に1回は行うべきではないかというふうに思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） チェック体制でございます。町内にはサービス事業者が幾つかございまして、県が実施するチェックそれから市町村が行う、先ほど申しましたとおり、地域密着型については2事業所でございますので、町としては2事業所については権限を有しているということでございます。ただ、町内のほかのサービスにつきましても県が監査、現地指導等に入るときには随行いたしまして、状況について確認をしながらサービスの内容について確認をしているところでございます。

今後の体制でございます。1年に1回がいいのか、2年に1回がいいかということになりますけれども、一応基準としては2年に1回は最低行くということでございますので、必ずしも2年が1回になるということも過去の例もございましたので、その辺の体制については今後見直していきたいと、こういうふうに思っております。ただ、市町村の管轄とはいっても、県のほうが町の地域密着のところには県の現地調査という形で入っていただくこともありますので、そういう点ではそういうものとか町の実施自体も合わせながら、なるべく事業所のサービス内容については町として責任を持って確認をしていきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案関係資料でいきますと、28ページになるかと思えます。この中で、これは85条の関係ですが、通いサービス登録定員の制限緩和という形の中で、今、るる答弁がございました。要は、制限緩和といいますと、規制緩和と一緒に緩和されることはいいことだというような発想がどうも出てくる。そうしたときに制限を緩和したと、緩和をすれば必ずプラス面、マイナス面が出てくる。そうしたときに、人的体制をどう整えていくのかということをやっつけていかないと尻抜けになってくる。ざるで水を汲むような、そういう形で格好はつけるけれども内容は伴ってこないよという点でいきますと、この関係で別表という形で登録定員と利用定員という形であります。先ほどの答弁にもありましたが、要はどういうチェック体制をしていくのかと。これは自らがやらないと、幸田町が必ず全部チェックしていくわけにはね、できないわけなのでね。要は、そうした点で介護抜けという形の中で抜け道がどんどんつくられてくる、つくられてきたときにどうチェックをしていくのか。被害はいつでも入所者である住民であるというときに、どういう形の中でチェック体制を整えていくのか、人的体制をどう整えていくのかという点であります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 規制緩和というんですか、制限の緩和という形で今回の条例が含まれておるわけでございますけれども、人的対応、介護職員の対応を明確にしながら管理をどうやってするかという御質問かと思えます。特に介護サービスにおける現地指導につきましては、国のチェック指導等の様式もございまして、それに基づき事業

所に事前に書面を渡し、それを回収しながら現場でやりとりをしながらチェックをするというような現地調査、指導を実施しているところでございます。したがって、その場で職員体制も含めて出勤簿も含めて確認をしながらしておりますので、その時点では介護の手抜きというんですか、そういうことはないというふうでありますし、そういうことが発見されたら、その場で町としては指導するという形になります。ただ、チェック体制については先ほども申し上げましたように、介護担当部局の職員も制限がございますので十分というふうには思っておりません。その辺につきましてはチェックの仕方、現地調査の仕方につきましては見直しをしながら有効にしかも効率的にできるような形で、体制も含めて今後調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、今後どうするかと、今まで問題はいろいろありましたけど。ただ、そうしたときに、2年に1回だとかいうことを言われる、あなたも言われるようにチェック体制をどう整えるかという点でいきますと、定例的なチェックの問題、それはそれで必要でしょう。要は、抜き打ち的にきちんと調査をしていかないと、いついつ行きますよということを相手に通知をすると、そりゃあ格好つけちゃうわ。書類もどこにいったときに、別に相手がいいとか悪いとか善性主義だとか、性悪主義だとか、そういうことを私は申し上げてるつもりはない。ただし、型どおりのチェックをしておりますよと、行くときにはあらかじめ御連絡をしますので、十分対応してくださいよという親切心があだになるかどうかはともかくとして、私はそれはそれで一面やむを得ない面もあるだろうと。しかし、それをよしとするのではなくて、やっぱり抜き打ち的に1年に1回ぐらいね。2つしかないわけなんだ、施設はね。そうした点からいくなれば、私は抜き打ち的な調査も随時ということをやっているか、あなた方も気持ちの上でたるみが出る。事業所の設置者のほうも、事前に連絡がくるから大丈夫だよという傲慢さと緊張感が足りないと。どこかの町と一緒に。そういうことじゃいかんという点でいくなれば、私はきちんとそういう構え、いわゆる抜き打ちも当然やっていますよというものもきちんと、別に相手に伝えなくてもいいです、相手に伝えればそれこそ出来レースだもんな。だから、要はそういう構え、そういうものがないと事が曖昧に流れていきませんかという点を私は心配している。そうした点で抜き打ちも選択肢の一つという形であなた方が対応されるかどうか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 抜き打ち調査をするということについては、ちょっと明言がこの場ではできません。指導する上でのルールもでございます。それから、受け手の事業所も職員がいっぱいいっぱいの中で実際にやっているというようなこともありますので、抜き打ちチェックというのをやればいいわけでございますが、いろいろな規制の中でできないのではないかと考えております。ただ、今言ったように、なれ合いのような調査にならないような対応については、町として方法等については検討していきたいと、このように思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、要はできないのか、やる気がないのか。やる気がないとい

うのはどうも聞こえが悪いけど、やろうと思うけれどもいろいろなあれがこれがといういろいろな障害を出して、だからということではなくて、要はあなた自身がどういう構えなのかと。公的にあるいはいろんな問題があって、それはやりたいけれどもやれないような仕組みあるいは条件があるからできませんよというものと、もう一つは、それは相手もあることなんだ、そんなに相手をいじめなくていいと事業者を思っちゃう。だけど、入所なりあるいは通いでやってる人たちはその被害者なんだという点からいくと、要はできないのか、やる気がないのか整理してくださいよ。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） できないということはございません。やれるわけでございますので、それについてやるか、やらないかの判断が私どもにあるかというふうに思っております。現行でいくと、抜き打ちというのは今のところやるということについては考えていないということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案の質疑を行います。

8番、中根久治君の質疑を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 第45号議案 工事の請負契約についてでございますが、落札までの経緯について順を追って幾つかお聞きをします。

まず、初めに気になることは、この消防救急デジタル無線については昨年11月に国の公正取引委員会がNECと富士通と沖電気と日本無線、日立国際電気の5社について立入検査を始めたという報道があります。報道によると、5社の担当者は全国の自治体が発注する消防救急デジタル無線の設置工事の入札で、事前に落札業者を話し合っただけで談合した疑いがあるということでありまして、国内のほぼ全てのシステムはこの5つの会社がつくっているということでありまして、この立入検査の結果がどうなったかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われましたとおり、平成26年11月18日に公正取引委員会は消防救急無線デジタルシステムの設置工事の入札で談合をしたとしまして、独占禁止法の疑いでNEC、富士通ゼネラル、沖電気工業、日本無線、日立国際電気、この5社の東証一部上場メーカーに立入検査を行いました。全国の自治体が発注する入札で事前に落札業者を話し合っただけで談合した疑いがあるということでございます。国内のほぼ全てのシステム機器はこの5社が製造しているということと報道発表のほうがございます。その後の立入検査の結果、それから処分結果等については、現時点で処分を受けていないということで確認をしております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 現時点ではまだ検査中なのかもわかりませんが、もし、この公正取引委員会の判断によってどのような影響が出てくるか、影響は出るものか、出ないものかについても一度お願いします。

それから、もう一つ、この消防救急無線については、公正取引委員会の立入検査が昨年の11月でした。今年に入りまして、またニュースが入りまして、東京電力の設備の談合の疑いでやはりNECを含む5社は立入検査を受けております。これは今進行形ですね。新聞報道によりますと、その前の年、その前の年と、これは毎年このNECを含む会社は公正取引委員会の談合の疑いがあるということで立入検査を受けているわけです。もうずっと受けているよね。そういった業者が製造した機器を利用することに対して、町民の安全安心を最優先にする消防としてどのようにこのことを考えておられるかについてお願いをします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今、議員が言われましたとおり、この先月ですね、5月19日に再度公正取引委員会のほうが富士通やNEC、こちらのほうにまた談合容疑ということで調査に入ったということは、新聞報道でこちらのほうも存じております。こちらのほうにつきましても、現時点ではまだ処分のほうはもちろん受けていないという状況でございますが、もしそういった処分を受けたとなった場合につきましては、当然幸田町のほうとしましては入札参加者審査要綱に基づきまして、逮捕または控訴をした日から2カ月以上1年以内の指名停止と、こういったものを業者に対してはかけていくということになります。ただ、今回のこの消防救急無線のデジタル工事に関しましては、これらのメーカー5社につきましては指名に入っていないということでございまして、本案件に指名された11社につきましては、直接立入検査を受けた業者ではないということでございますので、特段問題はないと考えております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員の言われた談合の件で調査しているこの5社にあつてのこの製品を使うのに当たってはどうかという質問に対しましては、消防救急デジタル無線におきましてはこの5社が日本の中でつくって各消防本部等に使っているということですので、当消防本部におきましても、この製品を使わざるを得ないということで了解したいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） NECの副社長というのは天下りですよ。完全にそういうところから、その人が入ってからこの談合がずっと毎年続いておるといような状態だと思いますが、そういうところがつくった商品を会社とは違うんだというふうに解釈されるのもちょっと何かおかしい話かなと思っておりますが、そういうところがつくった商品だよということを認識だけきちんとしておきたいというふうに思います。

このシステムは広域連合という形で岡崎市と一緒にやろうという意味だと思いますが、幸田町は事前に岡崎市と打ち合わせ調整をされましたか、その辺について申し上げます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 岡崎市とは事前に、岡崎・幸田消防通信業務研究会を設置して消防救急無線のデジタル化または共同化、指令業務の共同運用に向けて必要な事項について調査・研究等を行って現在に至っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

- 8 番（中根久治君） 岡崎のほうが先にこのNECの機器にしましたよね。ということで、岡崎がNECにしたから、じゃあ、幸田町もNECにしたのかという部分についての質問でございます。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） 確かに平成30年4月1日に共同運用を進めるという前提で岡崎市のほうがNECの製品を入れていると、後々ここも共同運用等が成立するのであれば、このときに他メーカーのものを入れたときの費用が余分にかかるというのを前提に考えまして、当本部のほうとしましてはNECを入れるということで、先ほど総務部長も言われた工事業者のほうの入札で今回実施いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（浅井武光君） 8 番、中根君。
- 8 番（中根久治君） 今の話のように、将来的にも岡崎市と足並みを合わせるようなシステムにしたいという意味だというふうに私は思いますが、平成25年に日本電気株式会社東海支社というところが岡崎は落札をしております。この落札したときのデータというのは幸田町は受け取っておりますかね、報告を。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） この日本電気株式会社東海支社が落札したという報告は受けております。また、インターネットであいち電子調達共同システムという入札情報サービスにて検索をいたしまして、この入札状況の確認もしております。
- 議長（浅井武光君） 8 番、中根君。
- 8 番（中根久治君） 岡崎市は日本電気株式会社東海支社が落札をしたと。なぜ幸田町は日本電気株式会社東海支社を指名競争入札に参加されていないのか、その部分についてお願ひをします。
- 議長（浅井武光君） 消防長。
- 消防長（壁谷弘志君） ここの日本電気株式会社東海支社というところを入れていないのは、今回入札業者の選定におきまして、幸田町入札参加要綱に基づき業者の絞り込みを行いました。事前に電話連絡をして辞退を言ってきたところに当たっては採択いたしませんでした。よって、この日本電気株式会社東海支社についても同じことで、事前の電話調査をした結果、自社都合で工事を辞退したいということを書いてきましたので、こちらの指名入札のほうからは外させていただきました。
- 議長（浅井武光君） 8 番、中根君。
- 8 番（中根久治君） 岡崎市の日本電気株式会社東海支社というのと幸田町が落札をしたNECネッツエスアイというのは、ともにこの名古屋のNECビルの中にある会社なんですよ。要するに、一つの建物にある同じNECグループの会社なんですよ。名前は別々で片仮名と漢字になっておりますが、実態はほとんど情報の共有をしているようなところがございますので、私が邪推するのに、これはNEC内部の調整なのかと。製造会社のNECが談合の大好きなところがございますので、それを販売するようなこういった会社もそういう形で同じビルの中の別の会社といいながらも同じNECグループだから、今度は片仮名ではなくてNECという名前の会社に幸田町しようよと、そうい

うことがあったのかどうかというような懸念を持ちましたので、その点についてお聞きします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） ただいまの2社にありましては、私どものほうはどういう系列かというまでは調査をしておりません。私どものほうの入札におきましては、幸田町の入札登録をしてある会社から選定をさせていただいて、今回の工事ができるか、できないかというのを事前に電話をさせていただいて、それで辞退をしてきたということで今回の入札のほうからははずさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 広域連合で岡崎市と将来的には一緒のものを使うわけですから、なぜ岡崎市と一緒にやらなかったのか、入札をですね。同時にやればよかったんじゃないかな。岡崎が先に日本電気という会社を使って、今度は幸田町はNECだと、時期をずらしてる。なぜ一緒にできなかったか、そのできなかったことについての理由をまずお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 一括でなぜできないかということではありますが、岡崎・幸田地域消防通信業務研究会を設置をして、従来から岡崎市と協議を重ねております。その結果、岡崎市、幸田町の事情により折り合いがつかなくなったという結果で、今回この各市町の整備という話し合いが以前に決まっております、その結果、年数等により岡崎のほうにあっては26、27で整備をし、私どものほうは今回の27年度のほうで整備というふうに変更をいたしましたので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 岡崎市との広域連合というようなお話がございましたが、岡崎市と今回広域連合で行うのではなくて、あくまでも共同運用ということで行っていくということでございますので、よろしくお聞きします。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 一番心配しているのは、つくり手もつくり手ですが、販売も販売。今度は、採用するほうもそういうような形で初めからNECありきという形に筋書きができてしまったなというような気がしているんですね。岡崎の業者選定は6社の入札で5社が辞退、その日本電気が残りました。幸田町の場合、今回は11社中8社が辞退と、1社が棄権、残りの1社はこれは蒲郡競艇の設備をつくった会社ですが余りにちょっと業種が離れてるなという気がしておりますので。結局はNECが落札できる環境がそろったんだと、そういうふうにもたしてますね。こうして見ると、幸田町の場合、筋書きどおりの業者選定に見えてくるのですが、岡崎の言うがままにこういう落札が起きたのではないかと、こういうふうにも思うのですが、どこに幸田町の考え方、意思があったのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今のここの入札結果によってNECが事前にじゃないかということではありますが、私どものほうはNEC製のメーカーのものを工事ができるかというこ

とで、工事入札という案件で今回やらさせていただきました。よって、この11社にあってはNEC製の機器の工事ができる業者を選定したということで、あとはこちらのほうから今回辞退等も多かったわけですが、必ずしも事前にこのNECネットエスアイ株式会社中部支店が今回落としましたけれども、こちらのほうにやらせるという意味ではなく全体の工事ができるかという入札で今回やらさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、ずっとる話をしてまいりましたが、まさに幸田町は最終的にNECになる。その前の段階はどうだと考えていくと、そういう筋書きができてくるわけですよ、見えてきますよね。その部分をこのNECの製品を使って確かにこの形でやってよかったんだというふうに言われるように、今後、運用をしていっていただきたいと同時に、NECの今の公正取引委員会の立入検査の結果によってはまたこれが大きく変わると、そういうことのないようにぜひ考えていっていただきたいと思ひております。

幸田町と岡崎市のデジタル260メガヘルツタイプというのが車載型の無線機ですが、この仕様と価格でこれは幸田町と岡崎市は違うのかどうかについてまずお願ひをします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） NECのものを入れて、消防の体制を万全にするというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、岡崎・幸田の無線、車載型等が同じではないかということで、確かに幸田町はNEC製のデジタル・アナログデュアル式車載無線機を整備いたしますが、岡崎市も同等のものを入れるというふう聞いております。よって、金額等は多少変わるかもしれませんが、これに当たっては岡崎市のほうからも公表がありませんので内容等はわかりませんが、同型をうちのほうも選定しておりますので金額等は同じかと思ひております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 8番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 丸山議員の御質問の中で生保の方のところで発言に間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思ひます。

生保の方の介護保険の加入でございますが、40歳から65歳につきましては無保険ということになりますので、介護保険の加入はございません。65歳以上からの加入ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、保険料につきましては御答弁のとおり、現金で支給をして納めていただくということは変わりござい

せんので、よろしく申し上げます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（浅井武光君） 次に、1番、足立初雄君の質疑を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問いたします。先ほどの中根議員との重複もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

消防の皆様は私たちにとりまして大変身近な存在であります。そのシステムにつきましても専門的でなかなか理解できておりません。そこで、お伺いをいたします。消防救急無線デジタル化整備事業につきましては、平成25年度に実施設計がなされました。通常ですと26年度に施行するところを、岡崎市の消防本部との連携を図るために27年度に予算化され、入札を実施されたものと説明を受けておりますが、岡崎と連携することの必要性はどのようなことですか。また、もし連携ができない場合のデメリットはどのようなことですか、お伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、足立議員の言われた必要性またはデメリットではありますが、消防救急無線におきましては平成20年に愛知県のほうから消防救急無線広域化・共同化等の整備計画が策定されました。よって、消防指令センターの整備については愛知県下に11ブロックを定められ、そのうち岡崎・幸田にありましては岡崎・額田ブロックという一つのブロックを県のほうから示され、それに基づいて消防指令業務を共同運用し、または消防指令施設整備費や運用費の低減化、人員の効率化等、また消防体制の強化及び相互応援協定に基づく応援出動体制の迅速化等により、住民サービスの向上を図るようという知らしめがありました。また、今回の岡崎市の消防救急無線デジタル化整備工事はNEC製であることから平成30年の共同整備で最もリスクの少ないNEC製を整備することといたしました。

また、デメリットにあつては、この共同運用による費用等の整備費及び運用費の低減化を図ることができず、消防体制面では通信の削減ができないこと、大規模災害や同時発生の火災に対して確知段階から把握できずに広域的な応援出動がおくれる等がデメリットと考えております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ただいまの説明で広域化のメリット、デメリットはよくわかりましたが、今回の機器の整備はまだ広域化ではないのですか。平成30年4月1日までにといいことで、また新たな機器を購入することになるのでしょうか。

それから、単語の質問で恐縮ですが、確知段階からの把握というのは具体的にどのようなことですか。現在はできていないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防救急無線デジタル化の共同整備につきましては、電波伝搬調査等を実施した結果、幸田町または岡崎市の堺のところ。こちらのほうに基地局をつけなければならないという、地理的または地形的な事情で高額な費用になるということで、単町単市で整備することとなりました。平成25年の1月に愛知県の消防救急無線広域化、共同化に係る全体計画において、幸田・岡崎としての整備するということが

愛知県のほうに認められました。よって、平成30年4月1日に幸田町と岡崎市と共同運用をする場合、指令台が1台となります。この幸田町・岡崎市管内の災害状況を幸田町職員・岡崎市職員と共有しております。例えば、幸田町管内の救急車が全て出動し待機車両がない状況になった場合、岡崎市も把握することができます。よって、救急事案に対しても直近の岡崎市救急隊が幸田町に出動ができるということがありますので、連携等についても今やっている次第でございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 連携が必要なことということに対しましては理解をいたしました。それでは、岡崎市と機種が異なった場合のデメリット、これも検討されていると思いますが、どのようなことが挙げられましたか。また、検討された機種はどの機種でございますか、お伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 岡崎との検討という内容であります。インターフェース、これは無線設備と指令台をつなげる機能や規格でございます。この面やまた機器機能の制限について、この機器機能にありましてはAVMとか署所端末装置等のバックアップでございます。ちょっとAVMの説明をさせていただきますが、AVMとは消防車・救急車に出動指令内容を文字・画像等の情報を画面上に映し出して、情報を送る機械であります。

また、署所端末装置というものにつきましては、出動する消防車に指令音を鳴らしたり、指令書をプリントするものでございます。よって、このバックアップという面につきましては、無線を使ったりまたNTT回線を使ったり、FOMAを使ったり、衛星回線を使ったりするいろいろな交錯を転じてバックアップをするという検討もいたしました。また、実証実験消防本部というところに他メーカーを接続した場合にどうだったかということも聴取して、運用状況等についても検討しました。また、ランニングコストについて今現状ある愛知県高度情報ネットワークの構築について、岡崎市の入札結果について等を検討いたしました。以上の問題点等を全て解消することが困難なため、岡崎市の消防本部のデジタル無線整備と同一メーカーであるNEC製で整備したほうが消防指令業務共同運用時にリスクが少ないということも考え、今回この機種にした所存でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 大変立派な装備がなされるということと思いますが、このAVMシステムというのは、青色パトロール車とか警察のパトロールカーとの連携はできないのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） このAVMシステムを使って青色パトロールカーまたは警察のパトカーとの接続でありますけれども、青色パトロール車というものは役場のほうの無線等を使うことは可能かと思えます。また、警察のほうにありましては警察波、また消防にあっては消防波と無線の周波数が今現状は決められておりますので、このAVMを全

ての車につけての情報共有というのは、やはり無線の周波数も使いますので、こちらのほうの互換性がないのでつなげるということではできないと思っております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 一般に考えますと、防災・防犯とか消防と警察の方たちは同質感がありまして、同じ現場で協力し合って業務を行っていただけるというふうに思っておりますが、そういったすみ分けをされておられたということを知りました。私の不勉強を感じております。

次に、それでは、岡崎市以外の近隣市との連携はどうなっておりますか。必要はないのでしょうか、必要でしたらどのような行いでやっておりますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） この計画であります、愛知県内の消防本部との交信にあつては県内波を使用し、愛知県以外の消防本部との交信にあつては全国波という周波数を使っております。また、応援を依頼した本部とは蒲郡市、岡崎市、幸田町と全て周波数が違いますので、応援をしたとき、連携をするときにあつては、愛知県内波という周波数を使つての情報等の共有等をしてまいります。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先ほどの11ブロック内それから県内、国内というような形で情報が迅速に伝わるようにということで配慮されているというふうに理解をしました。

それでは、次に、業者の選定についてでございますが、幸田町の入札参加資格者名簿に登録されている業者の中からどのようにして指名業者を選定されましたか。また、指名された11社の中でNECの機種を扱える業者は何社でありましたか、先ほどの質問と重複するかもしれませんが、お答えをお願いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 幸田町入札参加要綱に基づき業者の絞り込みを行い、条件を満たす全ての業者を選定したということであり、平成27年度幸田町入札参加資格者名簿、建設工事・電気通信工事業者167社から41社までに絞り込み、電話調査によって消防救急無線デジタル化整備工事ができる、またNEC製品の取り扱い工事ができるということを確認したところ、全てのことができるという業者を11社まで絞り込みました。また、この11社にあつては今説明いたしているNEC製品がまたはNECのほうの工事もできるというのを聞いて、今回指名をさせていただいております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 大変な業者の中からはいろんな御苦勞をされて11社を選ばれて、入札をされたわけであり、それにしても辞退された業者が多過ぎてちょっと寂しい思いたなという感じはしております。今後、メンテナンスのまた費用がかかってくると思われ、多分1年間は無料とかの何か取り決めがあると思っておりますが、その後は請負業者との随意契約というようなパターンが通常考えられます。金銭的にはどのぐらいになるかというような検討はされておりますか、お伺いします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） メンテナンスの件であります、幸田町公共工事請負契約の第4

2条のほうと消防救急無線デジタル化整備工事仕様書の中に保障と、1年間の無償で24時間対応していただけるということを業者に対して了解を得ております。また、2年目以降にありましては、保守点検等の契約等もあるかと思っております。こちらのメンテナンスのほうの契約にあつては、今後、財政課と協議しながらまたどのようにしていけばいいのかいうのも検討したいと思っております。また、金銭的にありましても、他本部がどのような割合でやっているかとかそういうことを聞きながら、今後も検討・協議等をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 人命救助という立場でございます。機器の故障の対応は迅速に行うことが最重要であるというふうに考えます。業者の選定にもそういった配慮が必要だと思ひますが、一社随契ということになりますと金額の適正がなかなか証明しにくい、返つて大変だというふうに思ひますが、慎重に検討していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） このメンテナンスの件につきましても、一社随契でなく普通の入札等もやれるのか、またはやらなければならないのかというところも財政課とよく話し合い、協議等をして、今後も進めていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどからそれぞれ質問があつて、この入札にかかわつては、選定にあつてはいろいろ出ましたのでお聞きをしないわけでありませうけれども、お聞きをしている中で非常に大きな問題点が浮かび上がったかなというふうに思ひます。そうした中で、この問題点についてでありますけれども、まずは岡崎市との共同運用の中でNECの工事業者を選定をしてくるということでありませう。そうした中で、この入札執行調書を見ますと、11社の指名をしたうちの8社が辞退、そして棄権が1社、そして2社の中で入札が行われてNECネットエスアイ株式会社中部支店が落札ということでありませうが、この業者も中根議員の質問の中では岡崎市の落札をした業者と同じビル内ということからも、こういうことが非常に大きな問題点となつてくるのかなというふうに感じました。その中で、また予定価の価格設定の考え方でございませうけれども、予定価に対して契約金額が非常に低いということでありませうが、この中で制限価格というのはどうだったのかということにつながらるわけでありませうして、この辺の予定価設定の考え方にも問題がなかつたのかということでありませうけれども、その点について答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の開札結果につきましても、議員が言われるように残念ながら辞退が多いということでありませうして、11社中8社が辞退、1社が棄権という結果となつてしまいました。それで、2社のみのお札ということでありませう。しかし、

業者にとっては、これは何社指名されているのか、それから何社辞退したのか、こういったことは入札の時点ではわかりませんので、競争の原理は十分働いているということで、11社の応札による入札というものが理想ではございましたが、2社であっても適正であったというふうに解釈をいたしております。ただし、結果論ではありますが、本入札に関しましては余りにも辞退が多かったという点については事実であり、辞退理由につきましては、開札後、個別に消防にて確認のほうをさせていただいております。辞退理由の主なものとしたしましては、工事期間中の技術者の配置が困難であることや、一部機器の調達が期間中には厳しいのだといったものがございました。そのことから詳細な設計や仕様書を見て、慎重に総合的に判断して残念ながら辞退されたというふうに解釈をしております。また、ほかの自治体の結果を見ましても同様に辞退が多く、西尾市では4社中1社辞退、岡崎市でも6社中5社辞退、衣浦東部でも6社中5社辞退、尾三では4社中2社辞退というふうに辞退をされているようです。これは、電波法の改正で平成28年5月31日までにデジタル化が完了していなければいけないこともあり、同様の工事が立て込んである点が大きく影響しているものと考えております。

それから、先ほどの同じビルの中というようなお話があったわけですが、それらにつきましては先ほども少し説明いたしましたけれども、事前にはどこの業者を指名しているかということは業者に対しては通告していないと。業者側に対しては事前に指名の確約や入札への参加指示、こういったものは一切行っておりません。ですから、業者につきましては、仕様書等から応札または辞退の判断をされたということで、同じビルにあってもどちらの会社が指名されるのかというのはお互いにわからないはずですので、そういったことはないかというふうに理解をしております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 申しわけございません。予定価についてでございます。今回の落札率が81.4%ということで、予定価が低いのではないかとということでございました。今回、応札されたのが2社しかなかったということでございまして、1社が税抜きで1億1,500万円、もう1社が1億3,480万円という入札価格だったということでございます。そのほかの会社につきましては辞退をされている等でございます。落札価格が低かったということで、予定価の設定がおかしいかどうかということでございますが、当然これは適正な競争をされて今回のNECネットエスアイのほうが落としたということでございますので、こちらとしましては特段予定価の設定が低いとか高いとかいうことはなかったと考えております。また、あと最低制限価格につきましては、今回は設定をしております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 予定価と制限価格との差ですね、そういうものもあるかというふうに思いますけれども、しかしながら、幸田町はもともと富士通であります。富士通とNECという中で、岡崎市は従来からNEC、これは庁舎内もそうでありますし、また今度はデジタル化もそうだったということで、幸田町が今回消防のほうはNECというふうな製品になるということについての問題点、庁舎内との問題点、この点については

どうお考えなのかということでもあります。

また、この予定価のたて方についてでありますけれども、予定価を大幅に割って、そしてこの最低制限価格というのはきちんとお答えにならなかったわけですが、答えられないというか、そうでありますが、しかしながら、この金額が今までは大体予定価ドンピシャというような形の中でいろいろと落札が行われていた中で、今回予定価を大幅に割って81.4%という落札金額になったということが、いわゆる業者談合が疑われるのではないかという、こういう懸念も出てくるわけでありまして。そうした点で先ほどからこれが大きな問題ではないかということで、中根議員も質疑の中で明らかにされた経過がこの入札執行調書を見れば明らかではないかなというふうに思いますが、その点について担当としてはいかがかということでもあります。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 今、議員が言われた、今の現状は富士通ゼネラルの製品を使っております。また、なぜNECのメーカーにするのかという点につきまして、平成30年4月1日に共同運用をやる指令センター、これを今回やる各車両または携帯等の無線のデジタル化で先ほど説明させていただいた、機械を接続するところにインターフェースというまた新たな機械を取りつけます。こちらのほうの機械、本来は指令センター自体の例えばそこがNECですよ、私どものほうが使っているデジタル、これが例えば従来の富士通ゼネラルという無線を使っているというときに、各指令等またはセンターとの接続に当たって、NEC自体のほうが今度は企業秘密として接続暗号という暗証等を本来は出さないわけでありまして。こちら等を出していただくのに当たってはやはり高額の金額も出ているというのを聞いておりましたので、それならば岡崎市さんがNECをセンターで入れるというならば、私どものほうは前提にNEC製メーカーを整備しよう、配備しようということで、今回のこの入札に当たっては工事面を扱える業者さんということで選定をしております。この問題点という点につきましては、NEC製が入れば後から共同運用をやるときの余分な費用が出ないんじゃないかということも協議をさせていただいて検討していったら、今回、NEC製を入れるというふうに私どもも考えて今回のこのデジタル整備ということにいたしましたので、御理解のほうをお願いしたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の入札につきまして、今回だけではございませんが予定価格につきまして公表しているということでございますので、業者につきましては少しでも高く落としたいというのが本音だというふうに考えております。そんな中で本案件につきましては、予定価格の1億5,264万円を2,800万円ほど下回る応札を含め、2社応札型ということで入札が成立したということでございますので、予定価格が特に低かったとは考えておりません。

それから、あと最低制限価格でございますけれども、こちらにつきましては3分の2から5分の4の範囲内で設定をするということになっておりまして、こちらにつきましては事前、事後とも非公表ということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山千代子君の質疑が終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今までの質疑の中で指名に当たって審査会がどういう役割を果たしたかということが、一つは浮き彫りになりました。11社を指名するに当たって消防長はあらかじめ、おまへのところを指名するけれども受けれるのかと、意向打診をしたということ言ってるんですね。意向打診をして指名参加という形で11社が出た。ふたをあけたら辞退だ、棄権だ。こういう事態を指名審査会はどういうふうに受けとめている。指名審査会の委員長、副町長、あなただわな。横を向いて知らん顔をしてるけど、あなたが責任者だ。私は、あなたにきょうは答弁がいただきたい。指名審査会として、あらかじめ何社かね、11社じゃなくて何社も電話をして、あるいは連絡して、おい、指名するけれども参加してくれるかい、こういう事前の打診をして、いいですよとって結果的に11社指名したけれども、8社が辞退、1社が棄権。そういうことなら、指名審査会のメンツは丸つぶれだ。委員長として今回の結果をどういうふうに受けとめているのか、まずそこからお聞きをしたい。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 委員長として、この指名審査会の入札にかかわる業者選定を公正に行うという立場でございます。今回につきましてもお話のとおり、辞退が多かったということではございますけれども、登録業者につきましても先ほど総務部長から答弁がありましたように、辞退することもできます。そういったことも想定の上で進めているということでございます。この委員会についてもそれぞれまた入札結果等についてはその都度課題がなかったか等の委員会を行ってはおりますけれども、今回のこの事案につきましても確かに結果的に辞退者が多いということについては、当然また今後課題は残したかもしれませんが、この入札にかかわる業者選定におきましても公正に行われたという結論でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、公正があったのか、公正だとか不公正だとかいうことを申し上げてるのではない。あらかじめ入札するに当たって、おたくの会社は入札に参加する意思がありますかという確認をしてるわけでしょ。あなたの答弁は、いや、こんなことはほかでも幾らでもあるじゃないかと。幾らでもある中の一つの範疇として幸田町も入っただけのことで、そう大した問題じゃないというその認識だ。この審査会の段階でも先ほど答弁があったように、近隣市町の中で、みんな、辞退、辞退、辞退というのが幾らでも出てきてる。そういうことは想定されてきてるわけだ。想定されている中でもあなたの答弁は、辞退なんかこれは想定内中の範疇だ、想定内の想定だということで大したことはないよと、こういう感覚だ。自分たちのメンツってないのか。あらかじめ打診をしておいて、いざあけたら辞退ですよ。いや、そんなものは想定中の想定ですよといたら、あんたらは何をやっているのか。ひーくれはらへりっていうんだ、そういうのを。事なかれのひーくれはらへり、こういう対応でしょ。他市町もみんなそうだと。我が町だけうわっというって、そうカタカタカタカタ言うことはないじゃないかとかいうのがね、副町長、あなたの答弁だ。そうしたときに、副町長に引き続き答弁を求めます

が、この中で辞退というのとそれから棄権と、こういう2種類の分け方をされている。そこでお聞きをするのは、棄権とはそもそもどういう内容を持つものなのか。辞退とはそもそもどういう内容を持つものなのか、副町長の答弁を求めます。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 棄権者におきましては大変残念でございますけれども、入札に参加もしないというのが棄権ということでございます。今回につきましても、入札会場に何の連絡もなしに休まれたという扱いで、これについては本当に遺憾なことであると思っております。また、入札参加につきまして、当日それぞれの指名業者がいろいろなりスクも勘案し、仕様書も見ながら、これについては請負については非常に不可能であるというような判断をした場合は辞退というような手続があるということで、棄権についてはかなりペナルティーの要素が高いというものでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 棄権とはかなりペナルティー要素が強いよということですが、棄権と辞退のどちらが能動的ですか。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） どちらも能動的かと言われると、どちらも能動的だということで、それぞれ業者については、自ら請け負っていくということについてかなり慎重に判断されたということで入札会があるというものでございます。辞退についても本当に残念ではございますけれども、やはりそれについては私どものほうも先ほど説明がありましたように、入札参加についての前提を参加するということをおくまでも確約させるということではできませんので、ペナルティーについては確かに残念な結果であるということではありますが、今言われた能動的であるかということでは、それぞれ業者にとってはやはり会社生命をかけてやられることではありますので、どちらも能動的であると言わざるを得ません。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうのをまぜ返しというんだよな。まぜ返しをしてね、事の所在を明らかにしない。役所の一番悪いところだ。ひーくれはらへりだ。お役所仕事の典型的な対応の仕方。どちらが能動的かといったらね、棄権、これが能動的なんです。棄権という言葉の意味合いは、自らの権利を捨てて行使をしない、これが棄権です。辞退とは、へりくだって引き下がること。悪いけども今回は御無礼していくわと、こういうのが辞退です。それも一緒にしちゃって、みそもくそも一緒にしちゃって両方ともそんなものはあかんわ、能動的だわと。こういうあなたの考え方でいくと、それでは幸田町入札参加者審査要綱というのがありますよね。この第4章の第11条はどういうふうになっておりますか。これもあなたに言われたらね、両方とも能動的だわとってみそもくそも曖昧にしちゃう。こういう点でいきますと、じゃあ、この審査要綱第4章の第11条はどういう問題でこれを対応していくのかと。まさに指名審査会の鼎の軽重が問われることですよ。総務部長、答弁せんでいい。私は、あなたに答弁も何も一言も求めてない。委員長だ、委員長が最高責任者だ。副町長、答弁。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今、言われましたように、能動的という言葉についてはどちらにも書かれてないわけですので、今それぞれ主観的な判断がされてしまうわけですから、やはりそれについてはどちらが能動的だという御指摘に対して、私はどうしてもどちらもある程度ポジティブであったというような意見しかできません。今、言いましたように、要綱の4章11条については手元にその条文を今持っているわけではございませんので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 手ぶらで来ましたので、あとはよろしくと、こういうことなんだよ。だから、ひーくれはらへりっていうことだ。能動的かというものの解釈の仕方の問題でいけば、棄権というのは自らの権利を自分の判断で行使をしないよと。辞退とは、悪いけどもちょっとこうやってすり手をしながら、今回はちょっと遠慮をさせていただくわというのが辞退。そんなの誰が見たってわかるでしょ。そういうのを曖昧にしてごちゃまぜにする。町長が町長なら、副町長も副町長。物事を真正面から捉えようとしなくて、問題を曖昧にする。こういう形なんだ。そういう点でいけば、いろいろな問題点がありますよというは申し上げた。先ほど申し上げた審査要綱の第4章は指名停止の基準、こういう見出し。第11条は指名停止の審査、こういうふうになっておりますよね。あなたが言われた棄権も辞退もよく似たものじゃないかと、活字や文字が違うだけで内容的には一緒だよと、こういうことを言われる。そうしたときに、じゃあ第11条に書いてある冒頭の内容は、あなた方はどういうふうにとめる。どう受けとめるの。指名停止の基準は何なのかというのが11条に書いてある。どういうことですか。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 11条、大変済みませんでした。指名停止の審査ということで、有資格者で不誠実な行為をなした業者については指名を一定期間停止するものとする。そして、第2項につきましては、委員会で審査すると。そして、最終的に町長が決定するものというものでございますので、指名停止の審査等につきましては、指名保留扱いに変えることができるものとするというような記載もございますけれども、これはあくまでも委員会の審査事項ということでございますので、そのような解釈でお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなことはあなたに言われることはない。要は、11条の第1項で私が先ほど申し上げているのは、ここの中で有資格者で不誠実な行為をなした業者と、これについては審査会で結論出さないよと。その結論に対して町長がどうするか、こうするか、これはまた町長の腹一つだ。しかし、指名審査会として、有資格者で不誠実な行為をなしたものという前提からいったら、先ほど申し上げた辞退と棄権とはウエートが全然違うでしょ。どちらが能動的かといったら、みそもくそも一緒じゃ、ぱっと見は一緒なものだというね。私が申し上げてるのは、棄権というのは自らの権利を自らの意思で放棄しちゃう、行使しない。辞退のほうは、いや今回だけはちょっと頼むわと、引き下がるわということ。こうしたときに、この11条で言うところの棄権という行為は誠実ある対応なのかと。不誠実な対応でしょ。あらかじめ指名するけれども参加して

くれるかといったら、よっしゃといっていく。いざとなるとふたをあけたら、嫌やだと。そんなものは私はできるかといって棄権しちゃった。ほかのほうは、ちょっと縁がなかったことにしてくれないかねと、こういうのとは雲泥の差なんだ。いや、あれも一緒、これも一緒だなんていう、そういう認識と感覚を持つ指名審査会の委員長のもとで何でもありだ。みんな、あれもしょうがないし、これもしょうがない。お役所仕事のひーくれはらへりで、事なかれが私どもの信条でございますと。幸田町の指名審査会はなめなめだわ。なめなめにされても、こういうふうなものでございます、ほかの市町も大体よく似たものでございますといったら、幸田町は何だ。指名審査会なんか格好だけつけてるだけだ。要らんわ。結果、追認するだけだ。結果、追認するために委員長が一生懸命申し開きをしてる。弁護する。だったら要らん。そうじゃないか。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 伊藤議員の言われます能動的という解釈からいきますと、確かに棄権者については悪質性は高いものではございます。辞退につきましては、入札参加者の心得の中に入札の落札決定に至るまではいつでも入札を辞退することができるということでございますので、棄権者は大変悪質と言われれば当然そうであります。今回、指名停止等こういうルール上のペナルティーをしていくためには、明確な規定はありません。今回についても、最初特定のこの業者が棄権したということでございます。今までの入札審査会の中で、こういった業者の今後の選定、指名のやり方については慎重を期していきたいと思っておりますけれども、やはり、次回はある程度指名から例えば外すだとか、そういったような処置は今後審査会の中で当然対応していかざるを得ないだろうというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 物事を本当にあなたは曖昧にすることは、ぱっと物すごい頭脳を持っているわけだな。今後どうするかというのと、ここの段階で11条は不誠実な行為をなした業者についてはとって、もう特定しちゃってるわけだ。いや、今後はちょっと指名を見送るかもしれないって、そんなものはあらへんがな、ここの中に。こうしたときにあなた方自身が、審査会のこの要綱の中で不誠実な態度だなんていうことを一言も思っていないわけだ。棄権も辞退もみそもくそも一緒にしちゃって、こんなのは世間でよくあることだと、そうガタガタ言うことはないじゃないかと。俺らがなめられてるんじゃないわ、業者が賢いだけだということなんだ。だから、そういった点でいけば今後どうするかの問題じゃなくて、不誠実な行為だったのか、態度だったのかどうなのかというのが基準でしょうが。その基準に対してどうするかというものが今後問われてくるけれども、あなたの言うように、あれもこれもみんな一緒だと。ほかの市町もみんな辞退してるのが幾らでもいるじゃないかと、問題を曖昧にする。事なかれ、ひーくれはらへり、我公務員なりと、こういうことなんだ。そういうことでしょ。

○議長（浅井武光君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 棄権者については十分審査し、先ほど言いました不誠実という観点も含めて、今後、厳格に対応したいと思っております。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

これで、第45号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第46号議案の質疑を許します。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。午後1時から会議を開きます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

次に、第46号議案の質疑を行います。

6番、志賀恒男君の質疑を許します。

6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 本庁舎及び消防庁舎の太陽光発電設備の設置について質問をさせていただきます。

太陽光発電と蓄電池をセットで設置するという事は、通常時は電力使用料金の削減になるかと思えます。また、災害時における停電時には、蓄電池の電力に加え非常用発電機の発電時間が加わることになります。ということで、災害対策本部の機能維持能力が向上するため大変よいことであるなというふうに思えます。そこで、質問ですが、今回設置する太陽光発電システムは、本庁舎の発電容量と蓄電池の容量がともに30キロワット、消防庁舎の発電量は20キロワット、蓄電池は15キロワットというふうに聞いております。この発電量と蓄電池の容量の決め方については、どのようにしてこのように決めたのか、その理由について説明を求めます。最初に本庁舎、続いて消防庁舎の順にお答えいただきたいというふうに思えます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町といたしましては、中部電力から供給される商業用系統電力がストップしたときに、避難用及び役場が幸田町全体の災害対策本部として位置づけられる以上、その機能が果たせるようにするために災害時に必要な特定機器の負荷から換算して必要電力量を算出し、規模を決定しております。具体的には特定機器として防災無線、誘導灯、パソコン、複合機、電話機、テレビ、LED照明に接続する予定ですが、それらを国が例示する標準的な太陽光発電による発電時間、昼間7時間とそれに相応した夜間7時間に必要となる電力に対して、それらを稼働できるよう電力供給に必要な施設の規模として太陽光発電30キロワット、蓄電池システム30キロワットといたしました。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防本部におかれましては、防災拠点として必要な防災無線、パソコン、複合機、テレビ、電話機、防災行政無線等の機能を災害時に正常に稼働させるための電力を確保する必要があります。消防庁舎建設時においても、屋上への太陽光発電の設置計画を持っておりました。架台基礎の設置も行っております。災害時に使用を想定している機器といたしましては、防災無線、パソコン20台、複合機3台、テレビ3台、電話機10台、LED照明64カ所です。昼間7時間、夜間を17時間の機器の維持

に必要な電力量を算出しました。太陽光発電は20キロワットで、年間推定発電量は約2万キロワットアワーで、1日に換算すると約54キロワットアワーとなります。よって、太陽光発電は20キロワット、蓄電池は15キロワットアワーといたしました。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。ちゃんと基準に基づいて容量の設定をいたしましたということで確認ができました。

次に、通常時には太陽光発電による電力をどのように使う予定なのかお聞きします。全て庁舎内で使い切るのか、あるいは余った場合にはどうするのかということについてお尋ねいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平常時におきましては、商業用系統電力と太陽光発電システムの2つから電力供給をされます。現時点での見込みでは両者を併用いたしまして、具体的には1日平均、この役場庁舎が1,430キロワットアワーを使用するうちの約80キロワットアワーを太陽光発電システムで、残りの1,350キロワットアワーを商業用系統電力によって電力供給され、80キロワットアワー分電力を買わなくて済むという予定でございます。また、80キロワットアワー分は化石燃料等で作られた商業用系統電力の電力供給を受けず、太陽光の自然エネルギーで生み出される電力を使用することで二酸化炭素の排出抑制にもつながるものと考えております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防本部の平常時においては、同じく商業用系統電力と太陽光発電システムの2つから給電されます。系統連系図が確定するまでは明確には言えませんが、現在では両者を併用し、具体的には1日425キロワットアワーを使用するうち、54キロワットアワーを太陽光発電システムで残りの371キロワットアワーを商業用系統電力によって給電されます。また、54キロワットアワー分の電力を買わなくて済むといった具合になりますので、今後もこの太陽光発電機のエネルギーを使い切るという方向で進めてまいります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 平常時には併用して商業用電力の購入がその分少なくなると、削減できるということが確認できました。よいことだなというふうに思いました。

それでは、災害時において停電をしたときには、蓄電池から供給される電力はどのように使われるのか。一部のシステム、先ほど対象の機器の説明がありましたけれども、例えば室内の照明とかそういったものについての切り分けはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 災害時におきます停電したときのこの蓄電池の活用でございますが、基本的には災害対策本部、こちらのほうの電力ということで活用いたしてまいります。その中で先ほども申し上げましたが、これは夜間に限ったことで申し上げますと防災無線を1台、それから誘導灯48灯、パソコンが夜間は3台、複合機が夜間は1台、電話機が10台、テレビが3台、LED照明が102本ということで、LED照明につ

きましては災害対策本部になります第3、第4委員会室それから庁議室、こちらのほうの照明となります。原則、夜間太陽光発電ができない時間をカバーということでございます。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防本部において停電時にあつては、電気的内容的にはある程度使用制限をしております。その中で非常用発電機に接続されている消防無線、非常照明、非常用コンセントに配置できるようにし、パソコン、電話機、テレビ、誘導灯に使用し、防災拠点としての機能の維持を図ってまいります。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。きちんと使用制限をして、限定をした機器あるいは対象としておりますということでございます。

続きまして、停電時の非常用発電機というものが従来から設置してありますけれども、それと今回の太陽光発電による蓄電池との役割分担と申しますか、例えば先に蓄電池の電力を使ってから後に非常用発電機を使うとか、そういった使い分けについては基本的にどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 役割分担でございます。停電した場合、1日24時間のうち太陽光発電で7時間、それから蓄電池で7時間、残りの10時間を非常用発電機にて電力を供給するという計画でおります。まず、昼間につきましては太陽光発電の発電量が多い場合には特定機器に電力供給をするとともに、蓄電システムにも充電することになります。それで、太陽光発電のほうの発電量が少ない場合には、不足分の電力を蓄電システムから供給するという形になります。夜間につきましては、蓄電システムから特定機器に電力供給を行い、太陽光と蓄電池で賄い切れない時間を非常用発電機で保管するという形を考えております。しかし、うちの自家発につきましては老朽化しているということもありまして、なるべく長時間の連続運転を避けたいということもありまして、この非常用発電機に余力を持たせるためにも今回導入をする太陽光発電システムは非常に有効であるというふうに考えております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防本部にありましては、災害時に使用を想定してる機器の消費電力量、昼間でございますが太陽光発電システムで33.1キロワットアワー、夜間は蓄電池で11.9キロワットアワーを想定しております。20キロワットの太陽光システムの発電量は、1日当たり54キロワットアワーであります。昼間の消費電力量を賄えるものとなっております。夜間は15キロワットアワーの蓄電池により機器の維持は可能となっております。1日の機器を維持できる容量となっておりますので、今後も日照不足により発電量が賄えない場合は非常用発電機に切りかえ、電力を供給するように考えております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 太陽光発電並びに蓄電池のほうを先に使って、非常用はその後のた

めに使うということできちんと整備をされておりますねというのが確認できました。

次に、通常蓄電池には寿命というものがあります。また、太陽光発電につきましても維持管理費が必要ではないかなというふうに考えるわけありますが、この辺の見積もりについてはどのように見込んでみえるのかお尋ねをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 蓄電池の寿命でございます。まず、太陽光パネルの寿命については約20年というふうに言われております。また、蓄電池の寿命につきましては、業界的には充放電回数1万回ということと言われておりまして、日数に換算しますと約27年間というふうに言われております。

また、維持管理費の件でございますが、今回設置する予定の太陽光発電システムは30キロワットであり、この規模であれば保守点検の必要はなく、また蓄電システムについては規模に関係なく保守点検の必要はございません。ただし、幸田町には高压受電設備や非常用発電機が設置されており、業者に月1回の点検を行っていただいておりますということもありまして、目視点検等をそのときにあわせてやっていただくということで考えております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 維持管理についてであります。システムの管理にはネットワークを介して24時間365日監視するサービスもあります。年間約3万6,000円で行えるところもあると聞いております。太陽光発電システム50キロワット以上の規模を設置すると、非常用発電機のように法定点検が義務づけられていますが、今回、私どもの設置する太陽光発電システムにあっては20キロワットであります。その規模であれば保守点検の必要がないと聞いておりますので、消防本部としましても2カ月に1回の点検で賄えると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 大変、維持管理費もほとんどかからないということで、省エネシステムにふさわしいかなというふうに思いました。

次に、平常時における経済的効果、電力使用料金の低減についてはそれぞれどのように見込んでみえるのかお聞きをいたします。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 経済的効果ということでございます。太陽光発電を30キロ、蓄電システム30キロということで、1年間の発電量の目安は3万キロワットアワーであり、年間の電気使用料はこの役場庁舎は52万2,000キロワットアワーということでございますので、全体の約5.7%を太陽光発電システムから電力供給されるということになります。電気の使用料金といたしましても、その5.7%分ということで換算しますと約49万円程度削減されるということになります。また、CO₂の削減量もこの太陽光発電システム導入により、年間約19トンCO₂削減されるということになります。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防のほうにありましては、太陽光発電システム20キロワット

の年間推定発電量は2万キロワットアワーとなります。消防庁舎の平成26年度の年間消費電力量は15万5,000キロワットアワーで、電気料金といたしましては337万4,000円となっております。太陽光発電及び蓄電池の占める割合は12.9%となり、年間約34万円の電気料金の削減となります。また、二酸化炭素排出効果としましては12.55トンCO₂になります。

以上です。

○議長（浅井武光君） 以上で、6番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

次に、10番、大嶽弘君の質疑を許します。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 歳出35番、本工事の予定はということで出しました。

排水機等の維持管理の関係でございますが、今回老朽化によるこういう設計委託ということでありましたが、現在、不良箇所が現実に目に見えたものがあるのかどうか。あるとすればどこか。

それから、5カ所をこれから委託で設計してやっていくわけですが、本工事をするとすると何年ぐらいかかって、どれぐらいの総額予算か。それが莫大になったときにどのような計画で臨むのかということ。そして、そういう本工事分に対する国の補助というのが出てくるのかどうか。そのあたりの予定とかスケジュール等がありましたら説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 環境経済部長。

○環境経済部長（清水 宏君） 当面の不良箇所があるか等々の御質問でございますけれども、まず町内の排水機場の状況について御説明申し上げます。

町内には5カ所の排水機場がございます。まず菱池排水機場、こちらが昭和54年度設置でございます。それから、鷺田排水機場、こちらが昭和56年度設置でございます。続きまして新田排水機場、こちらが昭和56年度設置でございます。永野排水機場、こちらが昭和59年度設置でございます。そして、六栗排水機場、こちらが昭和54年度設置でございます。あと5年から10年を経過いたしますと、耐用年数である40年に到達するというような状況でございます。そのような中で、平成26年度に県営事業において実施しましたストックマネジメント事業、こちらにおいてポンプ場本体の基礎部位の耐震性が安全基準を満たしていないというような調査結果が出されました。したがって、今後計画的に施設更新をしていく必要があるということで、計画策定の費用について今回お願いをするものでございます。

続きまして、5カ所を改良した場合の総額費用と年次でございますけれども、総額では概算事業費でございますけれども、1機場におきまして5億5,000万円でございます。5機場で27億5,000万円の予定でございます。また、現在、愛知県の農業農村整備事業管理計画におきまして、事業実施計画を定めていただくわけでございますけれども、それによりますと菱池排水機場が今の予定では平成28年度で実施設計を行いまして、平成32年度で5カ年で完了見込みでございます。また、鷺田排水機場が一カ年ずれまして平成29年度実施設計で、5カ年である平成33年度に完了見込みでござ

ございます。新田排水機場におきましては平成30年度実施設計で、平成34年度完了見込みでございます。永野排水機場につきましては平成31年に実施設計を行いまして、平成35年度完了見込み。六栗排水機場におきましては平成32年度実施設計で、平成36年度完了予定ということで、一カ年ずつずらしながらそれぞれの排水機場に着手をしていくという予定でございます。

続きまして、本工事の国・県の補助でございますけれども、こちらにつきましては、今回お願いしております補正につきましては県補助金400万円と一般財源400万円の800万円でございますが、本工事におきましては県営事業として実施をお願いしていくものでございまして、国費が55%、県費が35%、町費が10%。こちらのほうの10%は負担金という形でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 10番、大嶽弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） 庁舎、消防それぞれのキロワット数につきましては、先ほどの志賀議員の説明でわかりました。それでお聞きをするわけでありましてけれども、現在、学校等にも太陽光発電、あるいは保育園にも太陽光発電の設置をしているわけでありましてけれども、先ほどの説明では使用電力に応じてこのワット数を設定したよということであったわけですが、しかしながら、この30キロ、20キロで十分なのかという点であります。現在、学校では10キロワットであります。ほかの自治体では20キロワットとか発電量の容量を大きくしているところがあるわけですが、幸田町は全て10キロワットという形の中で進めておられるわけでありまして。そうした点でいいますと、庁舎や消防等を考えた場合はこのワット数で十分かということでありまして。その点で先ほどそれぞれ説明があったわけですが、再度確認をしたいということと、それから他の自治体で同規模の庁舎、消防庁舎等でこの太陽光発電を設置しているところでの比較検討というものをした点があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、万一のときに何日間賄えるかということでありまして、それぞれ先ほども説明があったわけでありまして、例えば南海トラフによる大規模災害があったとき、この近辺も壊滅的な状態というようなことから考えれば非常に即この供給体制が整うかということ、そうでもないわけでありまして、そうした点でもしこの商業用の電力の供給体制が整わなかった場合はどれぐらい持ちこたえられるかという、その点について算定をしたかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、今回の例えば役場庁舎につきましては30キロの太陽光発電、それから蓄電システムが30キロ、これで十分なのかどうかということでございます。

先ほども御説明させていただきましたが、今回想定する使用機器類を基準としますと、昼間の7時間それから夜の7時間が太陽光と蓄電池で賄えるということございまして、十分かどうかといいますと十分ではないというふうには思っております。ただし、自家発電も含めた電力供給という形であれば十分な対応ができるのかなというふうにご検討しております。

今回、他の自治体で検討したかということでございますが、今回の補助金に対しましては災対本部の必要量から逆算をしてこういったキロワット数等を判断しておりますので、他の自治体を参考にとり検討はしていません。

それから、何日かの電力が賄えるかということでございますが、太陽光発電ですので天気さえよければ何日でもこれは使えると。それから、蓄電池につきましては約4時間ぐらいで充電が完了すると。天気さえよければ太陽光から4時間ぐらいで充電が完了するというので、天候がよければこちらも何日でも供給が可能というふうに考えております。ただし、自家発に関しましては、現在のタンクと備蓄を合わせまして現在270リットルの軽油の備蓄量であるため、36時間程度の運転が可能状況となっております。このため現在の自家発の燃料で考えますと約4日間程度、太陽光と蓄電池それから自家発を合わせて4日間程度は賄えるというような状況であると考えております。また、自家発電への軽油の補給を受けることができれば、当然さらに延長が可能というふうになると考えております。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防本部のほうにありましても、やはり災害時にあっては電力のほうを使用制限させていただいて、役場庁舎と同じような内容でございますが、やはり何日でも太陽光発電を使って使用するというのは可能であります。しかし、やはり曇り等においてはそのような蓄電ができないというときには停電ということで、私どものほうにも非常用発電機90リットルのタンクまたは予備タンクが60リットル、合計で9時間はもつという非常用発電装置もあります。これらを併用して使っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 各家庭にあっては、1週間程度は自分で賄えよというような非常用食料に対してもそうありますけれども、そのような設定が行われている中で、今聞いておりますとこの電力の供給、太陽が全て晴れ間ですと何日でも賄えるよというようなことでありますが、しかしながら、自然相手ではそれがどうかというのは、これは定かでないわけでありまして、そうしたときに、庁舎におきましては太陽光、蓄電池そして自家発で賄おうとしたら4日間程度ということからすれば、これは1週間という設定からすれば3日間は足りないということになるわけでありまして、この点についてはどのように対策をとられるのかということでもあります。

それから、近隣あるいはほかの自治体の同規模のところの比較はされていないということでもありますけれども、災害対策本部の必要量と言われますが、災害対策本部だけの必要量であって、これは全町民を対象にした場合、災害対策本部だけの必要量では間に合わないのではないかと考えるわけですが、その点で少し余力を持たせるべきではなからうかと思うわけでありまして、そうした点で、例えばこの役場庁舎に何キロワットまで設置が可能なのか、その点についてもあわせて答弁がいただきたいと思っております。

次に、この太陽光発電は通常は売電をするというようなことであつたわけでありまして、保健センターの太陽光につきましても売電をしながら、保健センターで賄う電力

供給というものには使っておられないというようなことを前にお聞きをしたわけでありませんが、今回は庁舎の電力も賄いながら足りない分を中電から購入をして賄うというようなことのようにありますが、そうした方針はいつごろから変わったのかということがあります。ですから、売電による料金というのは考えておられないということでもありますので、その点の御説明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、全町民に関係することだということで、もっと大きいものが必要ではないかということでございましたが、今回、防災拠点等への再生可能エネルギーの導入事業ということで、最低限の防災拠点の必要量しか補助対象となっていないということでございまして。今回は補助対象となる部分での補助事業に参画したということでございます。

あと、何キロまでこの役場庁舎に設置が可能かということでございますが、今回は30キロの太陽光それから30キロの蓄電池ということで計画をしておりますが、これからそれにつきましては実施設計を行いまして、どこに太陽光パネルを設置するか、そういったことも今から検討をさせていただくということですので、何キロまで乗せることができるかというのはこの段階では御回答できませんので、よろしく願いいたします。

それから、売電に関しますこととございますが、先ほどの説明しましたが、今回は防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業ということでございまして、原則売電はできないということとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防のほうでも算定上のことで使えると言っておりますが、実際に曇り等になったらどのようなことになるかということもまだ未知の世界ではございます。また、何キロまで可能かということとありますが、今回消防のほうで計画しておりますのは、このパネルを96枚乗せる計画で今のところおります。また、これにありましては面積上の関係等もございます。これを1列にするか、2列、3列、4列にするか、それでもやはり角度等の考慮もしなければならないということもありますので、今現状では96枚乗るとい程度のことで20キロワットは乗るよというふうに聞いております。また、売電のほうにありましても、やはり総務課と一緒に同じ事業でありますので、補助金を使うということで売電はできないというわけでありまして、申しわけありませんけれどもお願いします。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 売電はできないよということとあります。その売電ができない分だけ電気料金の削減につながるということで、先ほどの志賀議員への答弁の中では49万円の削減と、それから幾らでしたかね、34万でしたかね、年間の削減料金が出ましたけれども、これは今回災害対策本部としての機能を持たせる部分については、売電をしないで平常時の電力供給も行いなさいよという中での対応だということのようでございます。そうしますと、例えばほかの学校やあるいは公共施設の中の避難所等での太陽光発電の設置、このようなところでの売電というのはこれからないということと理解をしてもよろしいか。それとも、学校や保育園等での太陽光発電の設置については売電可

能、そして避難所等ではその料金は通常の今の災害への供給体制と同じような形の中で賄うということで理解をしてよろしいのかを伺いたしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の役場庁舎それから消防庁舎、こちらのほうに太陽光発電、蓄電池のほうを設置するというものにつきましては、幸田町としては初めての取り組みになります防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業という補助メニューを使って行う事業ということで売電はできない、それからCO₂削減は合わせて行って経費の節減もしていいですよというような補助メニューになっているということでございます。

それから、学校等に設置しているものにつきましてはグリーンニューディール、こちらの関係での補助金ですので、全くメニューが違うということでございまして、こちらについてはそういった売電も可能な部分もあるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（浅井武光君） 消防長。

○消防長（壁谷弘志君） 消防のほうにありましても、やはり同じ補助金等を使っております。また、先ほどの年間で消防のほうとしては34万円の削減を見込んでおります。また、災害時にあつては、昼間については33.1キロワットアワーを使って、夜間にあつても11.9キロワットアワーを使うということで、太陽光発電システムを使って災害時等にも消防の災対本部といましようか、第二の基地局になるかと思っておりますけれども、こちらのほうの維持等もできると思っております。

以上です。

○議長（浅井武光君） 以上をもって、第46号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてのお諮りをいたします。

ただいま、一括議題となっております第41号議案から第46号議案までの6件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

各常任委員長は、ただいま付託いたしました議案の審議結果を、きたる6月25日までに取りまとめて、6月26日の本会議で報告をお願いいたします。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりでありますから、よろしくお願をいたします。

ここで日程変更について、お諮りをいたします。

お手元に配付の会期日程ではありますが、明日6月17日は本会議となっておりますが、質疑は本日で終了いたしました。

よつて、明日6月17日の本会議は休会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よつて、6月17日の本会議は休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会します。

次回は、6月26日午前9時から会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

大変、長時間お疲れさまでした。

散会 午後 1時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年6月16日

議 長

議 員

議 員